

1
2
3
4
5
6
7 (案)
8
9

10 固定電話を巡る環境変化等を踏まえた
11 ユニバーサルサービス交付金制度等の在り方
12 報告書
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

25
26 令和4年7月19日
27

28 情報通信審議会
29 電気通信事業政策部会
30 接続政策委員会
31 ユニバーサルサービス政策委員会
32

目 次

33		
34		
35	第1章 はじめに	1
36	検討の経緯	1
37	電話のユニバーサルサービス	2
38	第2章 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等	
39	3
40	第1節 検討の背景	3
41	第2節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担の在り方	4
42	1 接続料原価の範囲	4
43	2 接続料原価の算定方法	6
44	3 接続料の設定方法	12
45	第3節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う補填の在り方等	13
46	1 加入者回線アクセス	13
47	補填額算定の考え方	13
48	光IP補正に伴う補正	21
49	2 離島特例通信及び緊急通報	22
50	3 制度運用	23
51	第3章 IP網への移行に伴う補填の在り方等	25
52	第1節 検討の背景	25
53	第2節 ユニバーサルサービスの範囲の見直し	26
54	1 離島特例通信	26
55	2 第一種公衆電話の市内通信	27
56	第3節 第一種公衆電話の補填額算定	30
57	1 補填の対象及び算定方法	30
58	第4節 IP網への移行期間中の補填額算定方法	33
59	1 LRIC方式による補填額の算定	34
60	2 第9次IP-LRICモデルの適用方法	35
61	第4章 公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の	
62	補填の在り方	38

63	第1節 検討の背景	38
64	第2節 第一種公衆電話の削減と補填	38
65	1 NTT東日本・西日本による削減と補填期間	38
66	2 第一種公衆電話の撤去に要する費用への補填	41
67	3 ユニバーサルサービスごとの収支と補填額との関係	43
68	4 その他（第一種公衆電話の設置場所）	46
69	5 その他（第二種公衆電話の削減との関係）	48
70	第3節 災害時用公衆電話の補填	49
71	第5章 おわりに	51
72	資料編	52
73	資料1 電気通信事業政策部会 名簿	53
74	資料2 接続政策委員会 名簿	54
75	資料3 ユニバーサルサービス政策委員会 名簿	55
76	資料4 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度	
77	等の在り方」諮問書（令和3年12月8日）	56
78	資料5 電気通信事業政策部会並びに接続政策委員会及びユニバーサルサービス政	
79	策委員会 開催状況	58
80		
81		

82 第1章 はじめに

83 [検討の経緯]

84

85 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正す
86 る法律（令和2年法律第30号）の施行により、令和3年4月1日から、東日
87 本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日
88 本」という。）は、一定の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可を得て、
89 他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務の提供を行うことが
90 可能となった。これを受け、NTT東日本・西日本がワイヤレス固定電話の提
91 供開始を令和5年度第2四半期以降に予定しているため、ユニバーサルサー
92 ビス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方についての検討が求められ
93 ている。

94

95 また、NTT東日本・西日本が提供する加入電話については、公衆交換電話
96 網（以下「PSTN¹」という。）の設備（中継交換機・信号交換機）が令和7
97 年頃に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTNからIP網へ疎通ル
98 ートの切替が行われる予定である。このようなIP網への移行に当たっては、
99 基礎的電気通信役務（以下「ユニバーサルサービス」という。）の範囲の在り
100 方及びIP網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基
101 づく補填額算定の在り方についての検討が求められている。

102

103 さらに、令和3年7月の情報通信審議会答申「社会経済環境の変化に対応し
104 た公衆電話の在り方」（以下「令和3年答申」という。）を踏まえた第一種公衆
105 電話の設置基準の緩和及び事前設置型災害時用公衆電話（以下「災害時用公衆
106 電話」という。）のユニバーサルサービスへの追加を受け、具体的な第一種公
107 衆電話の削減計画や、第一種公衆電話及び災害時用公衆電話のユニバーサル
108 サービス交付金制度に基づく補填の在り方についても検討が求められている。

109

110 このように固定電話を巡る環境が大きく変化する中で、令和3年12月、総
111 務大臣より「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交
112 付金制度等の在り方」について諮問が行われ、当委員会において、補填額の算
113 定方法や、関連する接続料の在り方等について、様々な観点から調査検討を行
114 った。

115

116 本報告書は、上記の検討に基づき、現在の環境変化を踏まえ、新サービスや
117 新しいネットワークに対応したユニバーサルサービス交付金制度の在り方等
118 について、提言をとりまとめたものである。

¹ PSTN：Public Switched Telephone Network の略。

119

120 **【電話のユニバーサルサービス】**

121

122 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）における電話のユニバーサルサ
123 ービスは、国民生活に不可欠なサービスであるという特性、誰もが利用可能な
124 料金で利用できるべきという特性、地域間格差なくどこでも利用可能である
125 べきという特性を基本的要件とし、同法第 7 条において、「国民生活に不可欠
126 であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき」電気通信役務
127 と規定されている。

128 これを受け、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 14
129 条において、加入電話（基本料・離島特例通信・緊急通報）、第一種公衆電話
130 （市内通話・離島特例通信・緊急通報）等がユニバーサルサービスとして規定
131 されている。

132 また、ユニバーサルサービス提供設備との接続等により受益している電気
133 通信事業者に対し応分の負担（ユニバーサルサービス負担金）²を求め、適格
134 電気通信事業者（NTT 東日本・西日本）にユニバーサルサービス交付金を交
135 付することで、加入電話の高コスト地域の費用の一部や第一種公衆電話の赤
136 字額等を補填している。

² 電気通信事業法では接続電気通信事業者等が負担することとされているが、ほとんどの
場合、利用者に転嫁されている。

137 第2章 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填 138 の在り方等

139 第1節 検討の背景 140

141 NTT東日本・西日本は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59
142 年法律第85号）により、電話のサービスのあまねく日本全国における適切・
143 公平・安定的な提供が義務づけられている。

144 NTT東日本・西日本の本来業務である地域電気通信業務は、従来、自ら設
145 置した設備を用いて行うことが必要とされていたが、令和元年12月の情報通
146 信審議会答申「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答
147 申」を踏まえ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一
148 部を改正する法律（令和2年法律第30号）が施行されたことにより、将来に
149 わたる電話の役務の低廉な提供に資するように、NTT東日本・西日本は、加
150 入電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り、他の電気通信事業者の電
151 気通信設備を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能となった。

152 なお、ワイヤレス固定電話の加入者回線アクセスは、低廉な基本料金で提供
153 される場合には³、ユニバーサルサービスの対象になる。

154
155 NTT東日本・西日本の説明によると、ワイヤレス固定電話では、相互接続
156 交換機又はGWルータが他事業者との接続を、また中継ルータが次世代ネッ
157 トワーク（以下「NGN⁴」という。）内での中継を担い、NTT東日本・西日
158 本が卸役務方式により役務提供を受ける携帯電話網が、アクセス網の役割を
159 果たして、NGN内の接続用ルータと需要点のTAとの間で通信を疎通させ
160 る。また、ワイヤレス固定電話用のSIPサーバ及びFAXサーバが新設され
161 る。

162 NTT東日本・西日本は、上記の設備構成により、電気通信事業法の技術基
163 準に適合する形で、ワイヤレス固定電話の提供を予定している。

164
165 全国の加入電話回線数1,360万回線（令和3年9月末時点）のうち、ワイヤ
166 レス固定電話の提供が認められる主な場合である、「特例地域であって」かつ
167 「加入者密度が18回線/km²未満となる」区域における加入電話回線数は、約
168 60万回線（令和3年9月末時点）である。

169 NTT東日本・西日本は、ワイヤレス固定電話について、老朽化・故障等
170 によるメタルケーブルの再敷設や災害・事故・道路工事等によるメタルケーブル
171 の提供ルートの変更等を契機として提供することを予定しており、提供回線
172 数は、サービス提供開始数年後の時点で1万回線に満たない程度、10年後の

³ NTT東日本・西日本は、ワイヤレス固定電話の基本料金について、現行の加入電話と同水準とする方向で検討中。なお、通話料金については、全国一律のフラットな料金とする方向で検討中。

⁴ NGN：Next Generation Network の略。

173 時点では10万回線前後になると見込んでいる。

174 このような提供見込みを前提とした大胆な推計として、NTT東日本・西日
175 本は、電話網全体で、ワイヤレス固定電話提供開始6年後からコスト削減効果
176 が現れ始め、10年後の時点では年額約20～30億円のコスト削減効果が現れる
177 と試算している。

178
179 NTT東日本・西日本は、現在、ワイヤレス固定電話に係るシステム開発等
180 を進めており、令和5年度第2四半期以降のサービス提供開始を予定してい
181 る。

【ワイヤレス固定電話の提供イメージ】



第2節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担の在り方

186
187
188
189 ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本が、例外的な場合に限定して、
190 加入電話の代替として提供を予定しているサービスであるが、その設備構成
191 は、アクセス網に携帯電話網が用いられる等、NTT東日本・西日本が現在提
192 供している固定電話（加入電話、ひかり電話）とは異なる構成となることが予
193 定されている。また、サービス提供開始当初は、ワイヤレス固定電話の提供回
194 線数が少数に留まることが見込まれている。

195
196
197 こうした点を踏まえ、ワイヤレス固定電話の接続料負担の在り方について
198 検討を行った。

1 接続料原価の範囲

1) 事業者からの意見

203 事業者からは、接続料原価の範囲について、主に以下の意見が出された。

- 204 ●モバイル網に係るコストについては接続料原価の対象外とすることが適
205 切。
- 206 ●ワイヤレス固定電話のコア網の設備は接続料原価の範囲とすることが適
207

208 切。
209 ●接続用ルータ及びオペレーションシステム開発費の取扱いは要検討。
210 ●接続用ルータは接続料原価の対象とすべき。
211 ●ワイヤレス固定電話の導入に伴い「設備運営に係るシステム」の改修は生
212 じない見込み。

213

214 2) 委員からの意見

215

216 委員からは、接続料原価の範囲について、主に以下の意見が出された。

- 217 ●設備原価がTS⁵コストとなる設備は、接続料原価の範囲と考えてもよい
218 のではないか。
219 ●ワイヤレス固定電話については、設備原価がTSコストとなる設備である
220 から無条件に接続料原価の範囲に含めると判断してよいかは疑問。
221 ●ワイヤレス固定電話の基本料原価の範囲については、加入電話での考え
222 方に合わせることで整合的。

223

224 3) 方向性

225

226 加入電話では、現在、通信量に依存しないコストを基本料での回収範囲と
227 することが原則とされており、アクセス網部分が基本料に対応する設備と
228 なっている。

229 ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本が、例外的な場合に限定し
230 て、卸役務方式により役務提供を受ける携帯電話網等⁶により加入電話の
231 アクセス網部分を代替し提供するサービスである。

232 現在、加入電話のアクセス網部分が基本料に対応する設備となっている
233 ことを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス
234 網部分を代替するために利用される携帯電話網等についても、基本料に対
235 応する設備とみなすことが適当である。

236 また、ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代
237 替する携帯電話網等以外のコア網の設備（新規に設置されるワイヤレス固
238 定電話用SIPサーバ等、ひかり電話と共用される中継ルータ等並びに加
239 入電話及びひかり電話と共用される相互接続交換機）は、音声通信用接続用
240 ルータ及びデータ通信用接続用ルータを含め、その費用が通信量に依存す
241 るコストとなっており、接続料原価の範囲とすることが適当である。

242

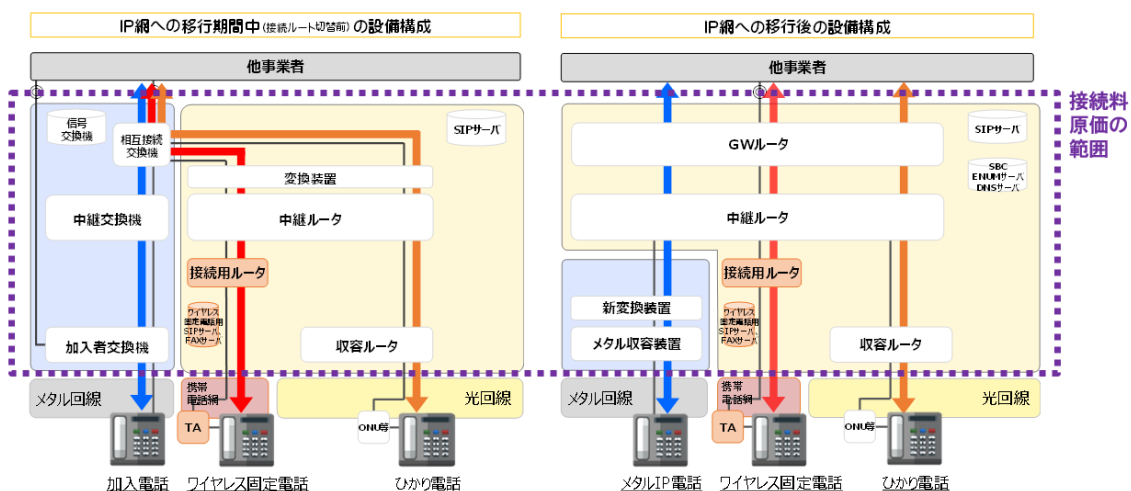
243

⁵ TS : Traffic Sensitive の略。

⁶ NTT東日本・西日本が卸役務方式により役務提供を受ける携帯電話網（SIMカードを含む。）及びNTT東日本・西日本が設置するTA。NTT東日本・西日本は、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等をNGNに接続するため、NGNを終端する装置として、東日本及び西日本の中継ルータ配下に各2カ所、音声通信用接続用ルータ及びデータ通信用接続用ルータを設置することとしている。

244
245

【固定電話の設備構成と接続料原価の範囲】



246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272

2 接続料原価の算定方法

1) 事業者からの意見

事業者からは、接続料原価の算定方法について、主に以下の意見が出された。

- ワイヤレス固定電話に係る設備の接続料原価は原則として長期増分費用方式（以下「LRIC⁷方式」という。）により算定すべき。
- ワイヤレス固定電話用SIPサーバ及びFAX用サーバについてはLRIC方式による原価算定も含めて検討すべき。
- ワイヤレス固定電話に係る設備のうち既存の固定電話とのネットワーク共用区間については実際費用方式により接続料原価を算定することが適当。
- ワイヤレス固定電話に係る設備の接続料原価は実際費用方式により算定することが適当。
- ワイヤレス固定電話の導入に伴いLRICモデルに新たなロジックを追加すべき。
- ワイヤレス固定電話を導入してもLRICモデルの改修等は直ちに必要とはならない。
- IP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話はメタル電話の需要とみなして接続料を算定することが現実的。
- ワイヤレス固定電話導入の結果、接続料が上昇して接続事業者の負担が増加することは、認められない。

⁷ LRIC : Long-Run Incremental Costs の略。

273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313

2) 委員からの意見

- 委員からは、接続料原価の算定方法について、主に以下の意見が出された
- ワイヤレス固定電話については、接続料原価部分のコスト削減インセンティブが十分であるかが一つの論点。
 - 算定方式がLRIC方式であっても、将来原価方式であっても、接続料原価が効率的で適正なものとなることが重要であり、その点を注視することが必要。
 - ワイヤレス固定電話については、コア網を含めた電話網全体でのコスト削減効果を確認すべき。
 - ワイヤレス固定電話の導入により、アクセス網に加えてコア網も効率化するが、コア網の効率化の実現には相当時間を要する見込みということであり、それまでの暫定的な対応が必要。
 - ワイヤレス固定電話の導入により接続料が上昇し、接続事業者の負担が増大することは問題であり、接続料に上限を設けるといった対応が必要。
 - ワイヤレス固定電話が導入されている状況と導入されていない状況で原価を比較して、前者が後者を上回る場合には事実上キャップをかけて原価算定を行うという対応は、簡便であり、適当。
 - 接続料原価に上限を設ける場合、上限を超える部分はNTT東日本・西日本の負担となるが、NTT東日本・西日本にはワイヤレス固定電話導入によるコスト削減効果も生じるので、上限を設けることでよいと思う。
 - ワイヤレス固定電話の導入に伴い、これを反映した新たなLRICモデルを構築するという提案は、少し大げさに感じる。

3) 方向性

現在、PSTNに係る機能の接続料原価の算定にはLRIC方式が、NGNに係る機能の接続料原価の算定には将来原価方式が適用されている。また、令和3年9月の情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」において、IP網への移行後は、メタル収容装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の収容に係る機能等の接続料原価の算定にはLRIC方式を、NGNに係る機能の接続料原価の算定には当面は将来原価方式を用いることが適当とした。

ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲となる各設備の性質に着目し、上記の整理も参照すると、各設備の原価の算定方法は以下のとおり考えられる。

・相互接続交換機は、PSTNを構成する設備群の一部であり、加入電話及びひかり電話とも共用されているところ、その原価の算定は、非効率性の排除等を行うため、加入電話及びひかり電話での利用の際と同様に、LRIC方式により行う。

314 ・中継ルータ、旧変換装置、GWルータ、SBC、ENUMサーバ及びDN
315 Sサーバは、NGNを構成する設備群の一部であり、ひかり電話とも共用さ
316 れているところ、その原価の算定は、ひかり電話での利用の際と同様に、ま
317 ずは将来原価方式により行う。

318 ・音声通信用接続用ルータ、データ通信用接続用ルータ、ワイヤレス固定電
319 話用SIPサーバ及びFAXサーバは、新規に構築され、ワイヤレス固定電
320 話のみで用いられるIPベースの設備であることを踏まえると、その原価
321 の算定は、NTT東日本・西日本がその構築及び維持を十分効率的に行うこ
322 とを前提として⁸、まずは将来原価方式により行う。

323
324 上記の算定方法により、一定の仮定の下、ワイヤレス固定電話及び加入電
325 話/メタルIP電話の接続料原価を試算すると、ワイヤレス固定電話導入開
326 始時から少なくとも10年間は、ワイヤレス固定電話の接続料原価及び加入
327 電話/メタルIP電話の接続料原価の合計が、ワイヤレス固定電話が導入さ
328 れていないと仮定した場合⁹の加入電話/メタルIP電話の接続料原価を上
329 回ることが見込まれる。

330 ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話
331 サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済とな
332 る場合等に、NTT東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするた
333 めに制度化されたものである。このような制度趣旨を踏まえると、ワイヤレ
334 ス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと
335 仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当ではない。

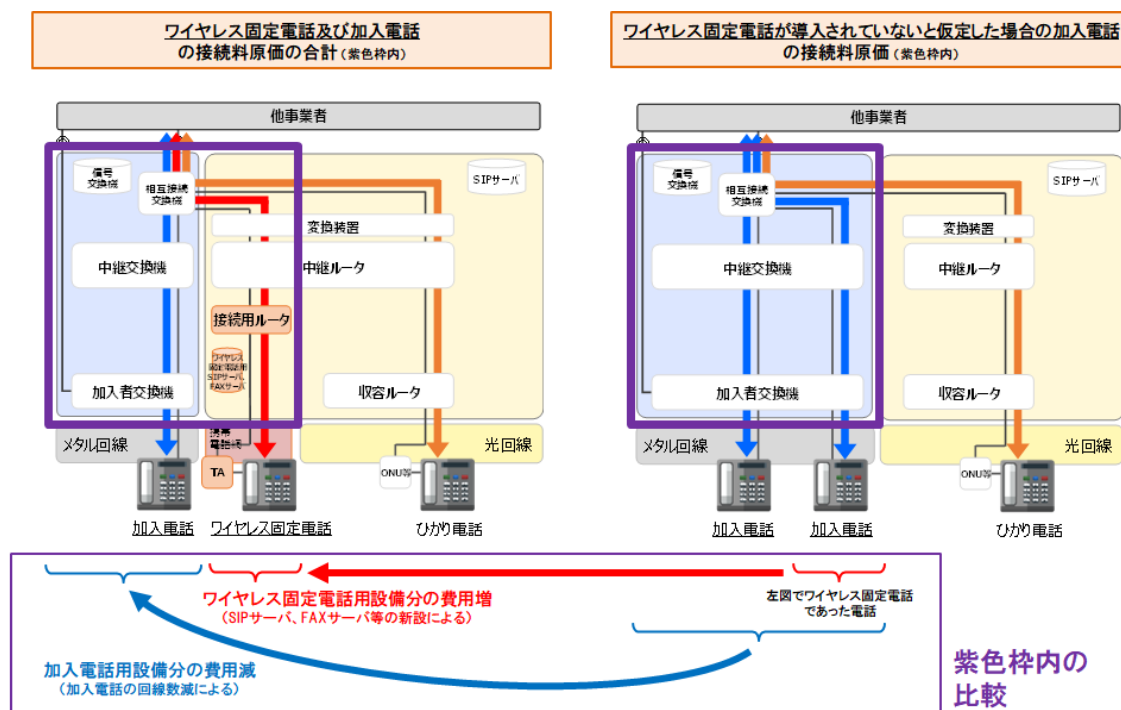
336
337
338

⁸ NTT東日本・西日本は、これら設備の構築及び維持を効率的に行う旨説明しているところ、その効率性の実態については、今後注視していくことが必要。

⁹ 導入済みのワイヤレス固定電話が加入電話/メタルIP電話であると仮定した場合。

339
340

【ワイヤレス固定電話及び加入電話/メタルIP電話の接続料原価の試算】



	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年経費 (億円)	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	4.0
①SIPサーバ	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	2.9
②FAXサーバ	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	0.9
③ルータ	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
固定電話の接続料原価	▲0.1	▲0.2	▲0.3	▲0.5	▲0.9	▲1.3	▲1.7	▲2.1	▲2.5	▲2.9

※ IP網への移行期間中(接続ルート切替前)の設備構成を仮定して試算。
 ※ 固定電話の接続料原価については、資本コスト等を除いて試算。

341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351

したがって、電話網のIP網への移行後(令和7年1月以降)は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当である¹⁰。

また、電話網のIP網への移行期間中(ワイヤレス固定電話導入開始時から令和6年12月まで)においても、IP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定して、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価

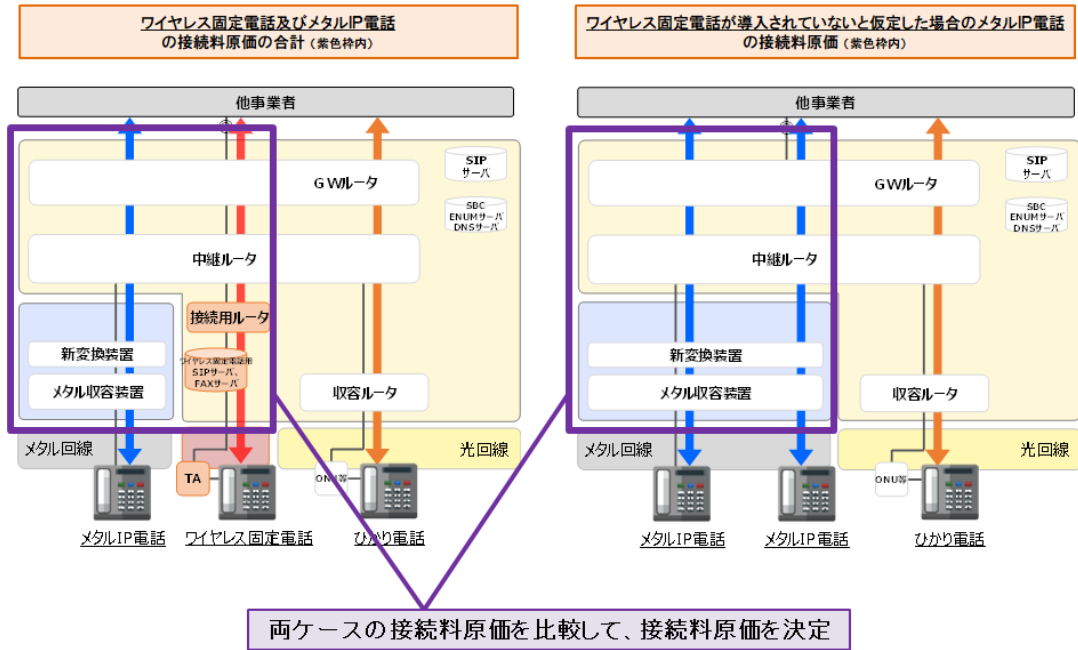
¹⁰ 接続事業者の負担の増大を回避する方法としては、電話網のIP網への移行前後を問わず、接続料原価の増分に係る負担を後年度に繰り延べる方法も考え得る。ただし、同方法をとる場合、ワイヤレス固定電話の導入開始時から少なくとも10年間は接続料原価の増分の発生が見込まれることを踏まえると、繰り延べ期間が長期に及ぶと想定されることから、同方法をとることは適当とは考えられない。

352 と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価
353 を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されて
354 いないと仮定して接続料原価を算定することが考えられる。
355 ここで、前述の試算では、電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス
356 固定電話の導入回線数がごく限定的であるため、ワイヤレス固定電話が導
357 入された状況での接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入されていない
358 と仮定した場合の接続料原価を上回ることが見込まれる。また、電話網のIP
359 網への移行期間中の加入電話/メタルIP電話の接続料原価は、IP網へ
360 の移行開始前・移行完了後の網を各々想定して算定する必要があり、接続料
361 原価の比較には相応のコストを要する。これらのことを踏まえると、電話網
362 のIP網への移行期間中は、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電
363 話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当である。
364
365
366

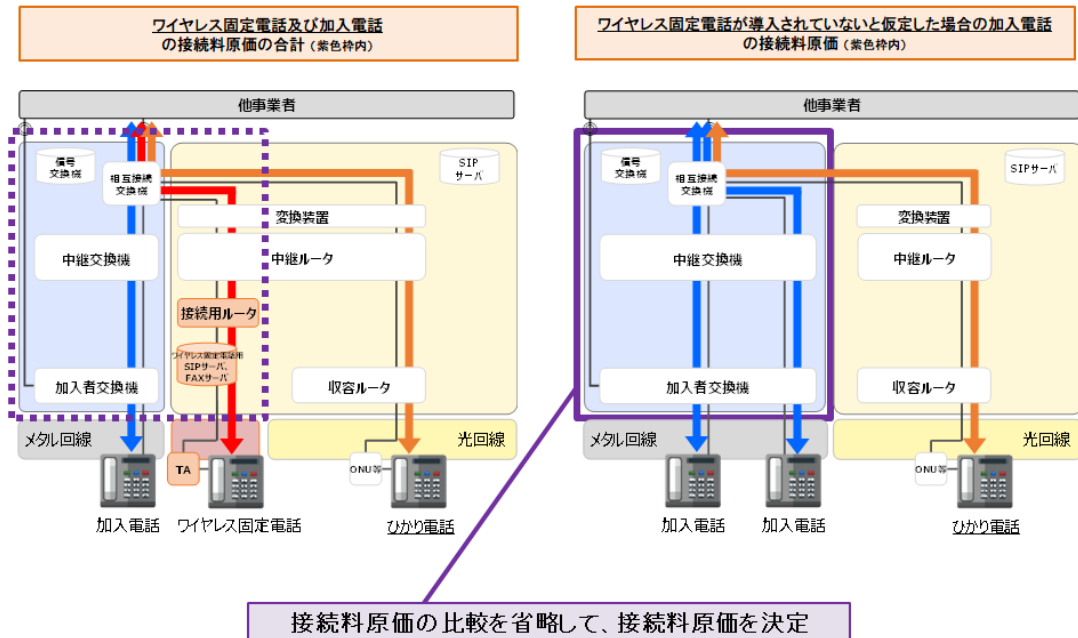
367
368

【IP網への移行後及び移行期間中の続料原価の算定方法】

IP網への移行後の設備構成



IP網への移行期間中 (接続ルート切替前) の設備構成



369
370
371
372

373 なお、これらの原価算定に当たっては、上記の各設備の性質に着目した算
374 定方法をとることが適当である。また、これらの原価算定を行うために、ワ
375 イヤレス固定電話の導入回線数実績値等を毎年度把握することが必要であ
376 る。さらに、ワイヤレス固定電話提供開始後の接続制度の見直しの必要性に
377 係る検討に資するように、一定の規模でワイヤレス固定電話が導入される
378 までの間、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画
379 の策定状況及び当該計画の進捗状況を確認することが必要である。

380 381 3 接続料の設定方法

382 383 1) 事業者からの意見

384
385 事業者からは、接続料の設定方法について、主に以下の意見が出された。

- 386 ● IP網への移行前及び移行後のいずれにおいても、ひかり電話と同一の
387 接続料をひかり電話及びワイヤレス固定電話の双方に適用することが適
388 当。
- 389 ● IP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話及び加入電話で単一の接
390 続料を設定することが適当。
- 391 ● IP網への移行後は、ワイヤレス固定電話、メタルIP電話及びひかり電
392 話で単一の接続料を設定することが適当。

393 394 2) 方向性

395
396 令和3年9月の情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた
397 接続制度の在り方」において、電話網のIP網への移行後のメタルIP電話
398 及びひかり電話の接続料は、両電話の提供に際して多くの設備が共用され
399 ること、また両電話の品質が類似していること等を踏まえ、同一の接続料と
400 して算定することが適当とした。

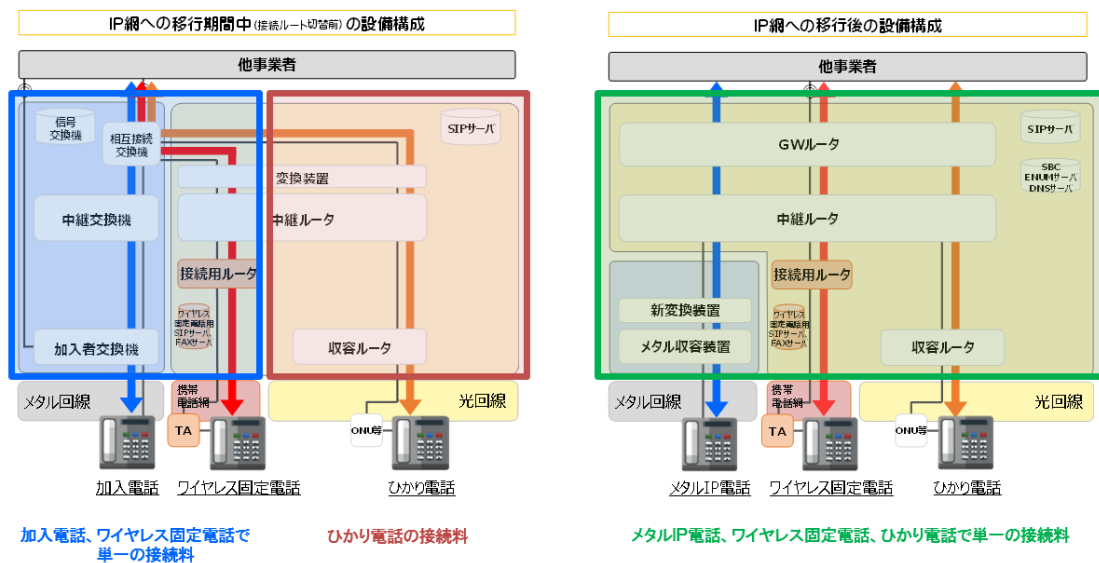
401
402 電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話は、携帯電話網を通じて、
403 メタルIP電話及びひかり電話と同様にNGNに收容され、他事業者との
404 相互接続点もメタルIP電話及びひかり電話の相互接続点と同一となる等、
405 接続料原価の範囲となる設備の多くをメタルIP電話及びひかり電話と共
406 有し、両電話と類似した設備構成をとる。また、ワイヤレス固定電話は、メ
407 タルIP電話及びひかり電話と同様にOAB-J番号を使用し、両電話と
408 類似した品質で提供される。これらの点を踏まえると、電話網のIP網への
409 移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と
410 同一の接続料として算定することが適当である。

411
412 また、電話網のIP網への移行期間中、加入電話/メタルIP電話とひか
413 り電話の接続料は個別に算定することとされている。ワイヤレス固定電話
414 が加入電話/メタルIP電話を一部置き換える形で導入されるものである

415 こと、また電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料原
 416 価について、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定し、加入電話/
 417 メタルIP電話の接続料原価の一部とみなして算定することを踏まえると、
 418 電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話
 419 /メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当である。

420
 421
 422
 423

【固定電話の接続料の設定方法】



424
 425

426
 427 **第3節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う補填の在り方等**

428

429 ワイヤレス固定電話は、加入電話と同等の役務範囲がユニバーサルサービ
 430 スの対象になるとされている¹¹。

431 そこで、ワイヤレス固定電話に対するユニバーサルサービス交付金制度に
 432 基づく補填の在り方等について検討を行った。

433

434 1 加入者回線アクセス

435

436 [補填額算定の考え方]

437

438 1) 事業者からの意見

439

440 事業者からは、加入者回線アクセスに係る補填額の算定方法について、主

¹¹ ワイヤレス固定電話の加入者回線アクセスは、低廉な基本料金で提供される場合に限
 り、ユニバーサルサービスの対象になるとされている。

- 441 に以下の意見が出された。
- 442 ●ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果を補填額に反映させる
- 443 ことが必要。
- 444 ●基本料コストの効率化と引き換えに接続料が上昇することは認められな
- 445 い。
- 446 ●ワイヤレス固定電話は、当面、補填額算定時の対象サービスに含めないこ
- 447 とが適当。
- 448 ●一定程度ワイヤレス固定電話の導入が進んだ段階で、改めて補填額の算
- 449 定方法等を検討することが適当。
- 450 ●現在の補填額算定方法の考え方では、ワイヤレス固定電話導入による補
- 451 填額への影響は限定的と想定。
- 452 ●ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の
- 453 補填額算定方法により補填額を算定する方法は、補填額が減少しない場
- 454 合があると考えられ、適当ではない。
- 455 ●ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の
- 456 補填額算定方法により補填額を算定する方法により補填額が減少しない
- 457 場合には、ワイヤレス固定電話導入前の補填額を上限とすることも考え
- 458 得る。
- 459 ●ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の
- 460 補填額算定方法により補填額を算定する方法は、過大な運用コストを要
- 461 する。
- 462 ●効率化効果を定量的に測定し、その効果に応じて補填額を減少させるこ
- 463 とが必要。
- 464 ●補填額の算定には、従前どおり、LRICモデルを用いることを基本とす
- 465 べき。
- 466 ●まずは、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、一定の仮定に基づき算
- 467 定したワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果額を控除して補
- 468 填額を算定すべき。
- 469 ●LRICモデルにワイヤレス固定電話が反映された場合であっても、当
- 470 該LRICモデルにより算定される補填額に効率化の効果が反映されて
- 471 いるか検証が必要。
- 472 ●モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されてい
- 473 るとみなし、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレ
- 474 ス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方
- 475 法は、適当ではない。
- 476 ●モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されてい
- 477 るとみなし、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレ
- 478 ス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方
- 479 法を仮にベースとする場合には、同方法の課題に対処するための補正措
- 480 置が必要。
- 481 ●モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されてい
- 482 るとみなし、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレ

483 ス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方
484 法に対して、仮に補正措置を講じるとしても、補正措置は時限的であるべ
485 き。

486

487 2) 委員からの意見

488

489 委員からは、ワイヤレス固定電話提供開始後のアクセス回線に係る補填
490 額の算定方法について、主に以下の意見が出された。

491 ●補填額の算定方法は、補填額の減少に繋がるような方法とする必要があ
492 る。

493 ●補填額の算定方法は、できるだけシンプルな方法とすることが望ましい。

494 ●補填額の算定方法は、具体的な補填額のシミュレーションを踏まえて検
495 討を進めるべき。

496 ●ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果の計測方法は重要。

497 ●ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の
498 補填額算定方法により補填額を算定する方法は、当面の間の措置として
499 は考え得る。

500 ●ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の
501 補填額算定方法により補填額を算定する方法は、補填額が増加するか減
502 少するか分からない点が問題。

503 ●ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の
504 補填額算定方法により補填額を算定する方法は、過大な運用コストを要
505 する。

506 ●ワイヤレス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の
507 補填額算定方法により補填額を算定する方法は、番号単価を負担する利
508 用者にとって分かりづらい。

509 ●ワイヤレス固定電話に移行した回線の影響を十分考慮した上で、ワイヤ
510 レス固定電話に移行していない加入電話のみを対象として現在の補填額
511 算定方法により補填額を算定する方法の是非を検討すべき。

512 ●モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されてい
513 るとみなし、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレ
514 ス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方
515 法は、効率性向上の効果を補填額にうまく反映できている。

516 ●モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されてい
517 るとみなし、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレ
518 ス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方
519 法は、ワイヤレス固定電話導入のインセンティブが働きづらいのではな
520 いかと思う。

521 ●モバイルアクセス単価がベンチマーク値を下回る水準に効率化されてい
522 るとみなし、ワイヤレス固定電話導入前の補填額から、実際にはワイヤレ
523 ス固定電話となっている回線分の補填額を控除して補填額を算定する方
524 法としても、ワイヤレス固定電話導入のインセンティブが働きづらくな

- 525 ることはないと思う。
- 526 ●ワイヤレス固定電話導入後の補填額の算定方法と接続料の算定方法との
527 整合性にも留意が必要。
- 528 ●「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」と「モバ
529 イルアクセス単価を考慮する補正措置」のいずれの補正措置も、実施有無
530 は補填額にあまり影響しないと見込まれるが、筋を通すという観点から
531 の検討は理解できる。
- 532 ●「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」は、特にワイヤレス固定電
533 話導入初期のモバイルアクセス単価を考慮しつつ、補填額増加の可能性
534 も排除した補正措置となっており、説得力がある。
- 535 ●「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」について、経過措置として
536 より簡便な形で規定することが考えられるのではないか。
- 537 ●「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」と比べて
538 「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」の方が補填額算定の手間
539 が小さく、この方向で補正措置方法を詰めていくのがよいのではないか。
- 540 ●「モバイルアクセス単価を考慮する補正措置」と比べて「加入者回線コス
541 ト相当分のみを補填額から控除する補正措置」の方が補填額算定の手間
542 が小さいと思う。
- 543 ●「加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除する補正措置」は、番号
544 単価を負担する利用者にとって分かりづらい。
- 545 ●「モバイルアクセス単価を考慮して経過措置として規定した補正措置」は、
546 毎年度の回線数の数え上げのみで補正有無を判断できるという点で簡便
547 であり、評価できる。
- 548 ●「モバイルアクセス単価を考慮して経過措置として規定した補正措置」を
549 講じる場合、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る
550 計画の進捗を、しっかりとモニタリングすることが必要。

551

552 3) 方向性

553

554 ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話
555 サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済とな
556 る場合等において、加入電話を置き換える形で極めて限定的に導入される
557 ものである。このようなワイヤレス固定電話の制度趣旨を踏まえれば、加入
558 電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額について
559 は、現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本として、加入電話及
560 びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い算定することが適当である。

561 この際、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の
562 補填の考え方については、令和元年12月の情報通信審議会答申「電気通信
563 事業分野における競争ルール等の包括的検証」において、「例外的に認めら
564 れた範囲内において無線等の他社設備を利用して電話サービスを提供する
565 場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映す
566 る必要がある」とした。したがって、加入電話の一部がワイヤレス固定電話

567 に置き換えられた場合の補填額の算定方法は、ワイヤレス固定電話への置
568 き換えによる効率性向上の効果を反映したものとすることが必要である。

569
570 現在の加入電話の補填額の算定では、ベンチマーク方式を用いるとともに
571 に、回線単価は局舎単位で算定することを原則としつつ、ドライカップ接続
572 料が東日本・西日本単位で算定されていることを踏まえ、加入者回線コスト
573 については東日本・西日本単位で算定することとしている。ワイヤレス固定
574 電話は、加入電話の加入者回線部分の効率性向上を目的としたものである
575 ため、仮に、現在の加入電話の補填額の算定方法を、加入電話及びワイヤ
576 レス固定電話を合わせた電話群に適用したとしても、算定される補填額には、
577 効率性向上の効果が直接反映されない。

578 したがって、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果
579 を補填額の算定方法に反映するため、上記とは異なる算定方法を検討する
580 ことが必要である。

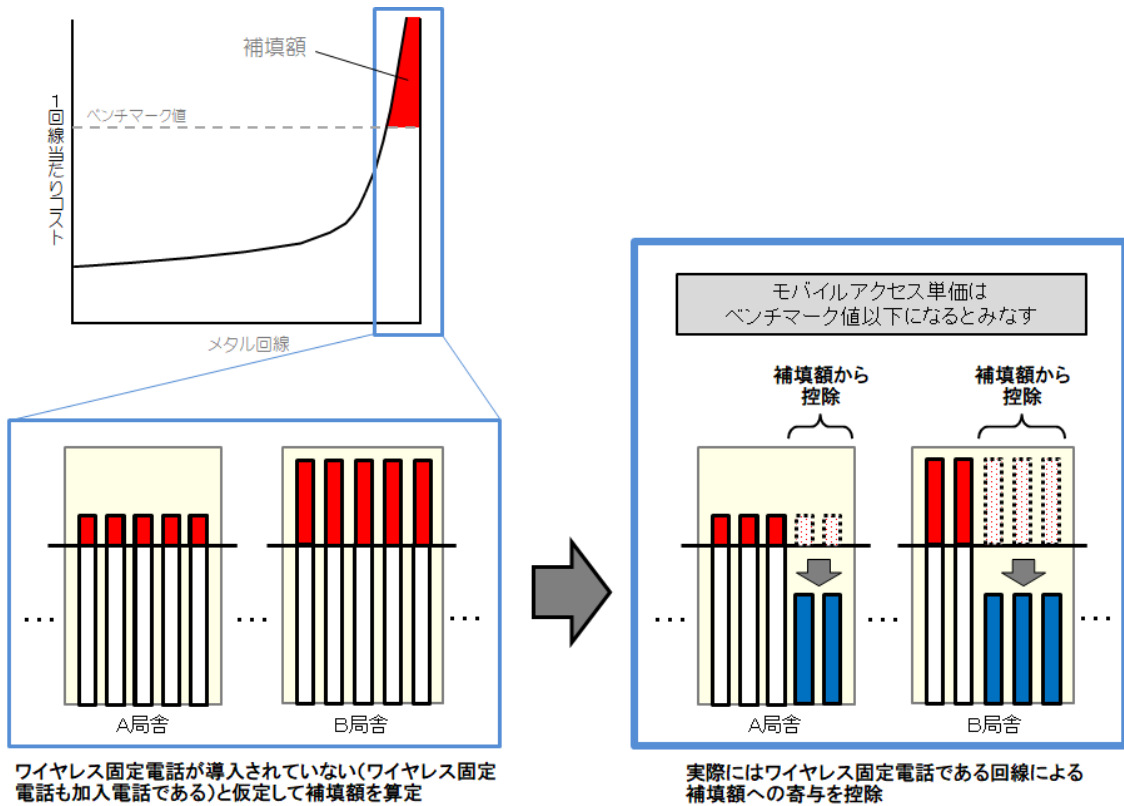
581
582 ここで、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話
583 の補填額をベースとして、ここから、ワイヤレス固定電話への置き換えによ
584 る効率性向上の効果に対応する金額を控除することが考えられる。

585
586 その方法としては、まずは、ワイヤレス固定電話が実際に導入された際の
587 効率性向上の効果を測定し、当該測定値から、ワイヤレス固定電話への置き
588 換えによる効率性向上の効果に対応する金額を算定することが考えられる。
589 ただし、ワイヤレス固定電話は現時点では未導入であり、またNTT東日
590 本・西日本によりエリアごとの特性等を踏まえた導入の検討が進められて
591 いることを踏まえると、少なくとも現時点で実際に導入された際の効率性
592 向上の効果の測定方法等を定めることは困難である。

593
594 そこで、特定の方法で算定した金額を、「補填額におけるワイヤレス固定
595 電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなすこと
596 が考えられる。具体的には、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした
597 場合のメタル回線単価の分布において、実際にはワイヤレス固定電話であ
598 る回線の単価（以下「モバイルアクセス単価」という。）はベンチマーク値
599 以下になるとして、当該回線による補填額への寄与を「補填額におけるワイ
600 ヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」と
601 みなし、当初の補填額から控除することを基本的な考え方とすることが適
602 当である。

606
607

【加入者回線アクセスに係る補填額算定の基本的な考え方】



608
609
610
611
612

【基本的な考え方に基づく加入者回線アクセスに係る補填額の試算】

	令和2年度	ワイヤレス固定電話導入5年目		ワイヤレス固定電話導入10年目	
	補填額	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う補填額増減	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う補填額増減
ワイヤレス固定電話導入なし	27.5億円	26.8億円	—	25.4億円	—
対象地域に均一に導入	—	25.6億円	−1.2億円	21.0億円	−4.4億円
モデル上の高コスト地域から順に導入	—	16.8億円	−10.0億円	13.7億円	−11.7億円
モデル上の低コスト地域から順に導入	—	26.8億円	±0.0億円	25.4億円	±0.0億円

試算上の仮定

- 加入電話回線数は、過去3年間の平均増減率(都道府県別)を横置きして予測。
- ワイヤレス固定電話回線数は、NTT東日本・西日本からの説明に基づき、導入3年目に1万回線、導入10年目に10万回線とし、その間は線形に導入が進むと仮定。
- 加入電話回線数には光IP補正、ワイヤレス固定電話回線数には光IP補正に伴う補正を適用。
- 各年度でのワイヤレス固定電話導入回線の選定方法については、①対象地域に均一に導入、②モデル上の高コスト地域から順に導入、③モデル上の低コスト地域から順に導入、の3パターンを仮定。
- 回線単価の算定には、第8次PSTN-LRICモデルを使用し、加入電話回線数以外のモデル入力値は直近の数値を横置きして使用。

回線数	現在	ワイヤレス固定電話導入1年目	ワイヤレス固定電話導入5年目	ワイヤレス固定電話導入10年目
	令和3年度			
加入電話回線数 <small>(ワイヤレス固定電話回線数を含む)</small>	1,357万回線	1,174万回線	880万回線	613万回線
その内のワイヤレス固定電話化可能回線数	58万回線	50万回線	38万回線	27万回線
その内のワイヤレス固定電話回線数	0回線	0.3万回線	3.6万回線	10万回線

613
614

615 ただし、ワイヤレス固定電話導入初期においては、ワイヤレス固定回線数
616 が少数に留まることに伴い、実際のモバイルアクセス単価は高額となるこ
617 とが見込まれる。このため、補填額の算定においては、モバイルアクセス単
618 価を考慮した補正を行うことが適当である。

619 当該補正について、補填額算定の都度、モバイルアクセス単価をベンチマ
620 ーク値及び各局舎のメタルアクセス単価と比較する方法とすることは、補
621 填額への影響の規模に比べて規制コストが大きくバランスを欠く。

622 したがって、当該補正については、ワイヤレス固定電話導入開始から一定
623 の間の経過措置として、次のとおり規定することが適当である。

624 ・経過措置期間においては、モバイルアクセス単価が、ワイヤレス固定電
625 話が導入されていないとした場合のメタル回線単価と一致するとみな
626 し、当初の補填額（ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合
627 のメタル回線単価の分布から導出される補填額）を補填する。

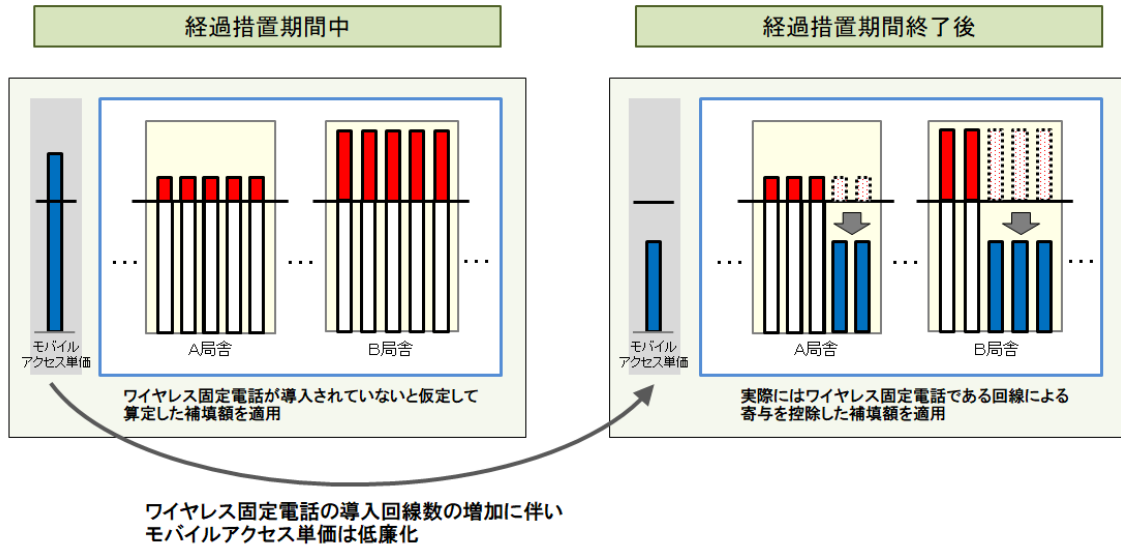
628 ・経過措置期間終了後においては、モバイルアクセス単価がベンチマー
629 ク値以下になるとみなし、基本的な考え方に基づく補填額（当初の補填額
630 から実際にはワイヤレス固定電話である回線による補填額への寄与を
631 控除した金額）を補填する。

632
633 経過措置期間は、現時点でNTT東日本・西日本からワイヤレス固定電話
634 の提供回線数に係る計画が示されておらず、ワイヤレス固定電話導入開始
635 からの年数により規定することが困難であるため、ワイヤレス固定電話の
636 回線数が初めて一定数に達するまでの期間として規定することが適当であ
637 る。具体的には、NTT東日本・西日本から提供された調達コスト情報等に
638 基づくと、モバイルアクセス単価がベンチマーク値と一致するワイヤレス
639 固定電話の回線数が約9,500回線と試算されるため、その約半分の5,000回
640 線を上記しきい値とする。

641
642

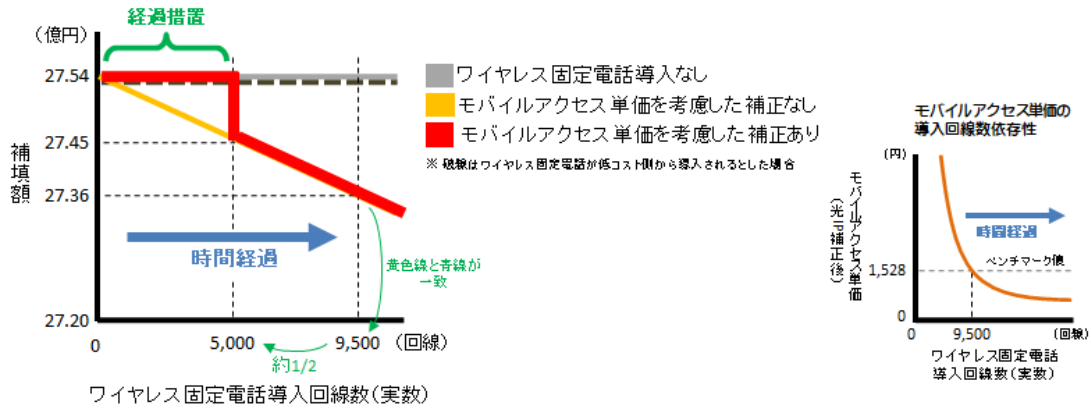
643
644
645
646

【加入者回線アクセスに係る補填額算定に当たっての
モバイルアクセス単価を考慮した補正】



647
648
649
650
651

【モバイルアクセス単価を考慮した補正を行った
加入者回線アクセスに係る補填額の試算】



		ワイヤレス固定電話導入前	ワイヤレス固定電話導入1年目	ワイヤレス固定電話導入2年目	ワイヤレス固定電話導入3年目	ワイヤレス固定電話導入4年目
回線数 (実数)	加入電話回線数 (ワイヤレス固定電話回線数を含む)	1,357万回線				
	その内の ワイヤレス固定電話回線数	0回線	0.3万回線	0.7万回線	1万回線	2.3万回線
補填額 (ワイヤレス 固定電話 導入に伴う 補填額増減)	モバイルアクセス単価 を考慮した補正なし	27.54億円	27.49億円 (▲0.05億円)	27.41億円 (▲0.13億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)
	モバイルアクセス単価 を考慮した補正あり	27.54億円	27.54億円 (±0億円)	27.41億円 (▲0.13億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)

※ 加入電話回線数(ワイヤレス固定電話回線数を含む)は一定数であると仮定して試算。

652
653
654

655 なお、NTT東日本・西日本から示されたワイヤレス固定電話導入による
656 コスト削減効果額の試算値を踏まえれば、ワイヤレス固定電話の回線数が
657 初めて一定数に達するまでの期間として経過措置期間を規定したとしても、
658 そのことによりNTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入のイ
659 ンセンティブが失われることは想定しづらい。

660

661 〔光IP補正に伴う補正〕

662

663 1) 委員からの意見

664

665 ●補填額算定時に用いるワイヤレス固定電話の回線数は、光IP補正に伴
666 う補正を行うことが適当。

667

668 2) 方向性

669

670 現在、加入電話の加入者回線アクセスに係る補填額の算定では、光IP電
671 話への移行に伴う補填額の減少を補正するため、加入電話から光IP電話
672 へ移行した回線数を、現に設置されている加入電話の回線数に加算する対
673 応（光IP補正）を行っている。電話サービスの提供が極めて不経済となる
674 場合等に限定してワイヤレス固定電話が導入されることを前提として、現
675 行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本とし、加入電話及びワイ
676 ヤレス固定電話を合わせて取り扱い補填額の算定を行う場合、光IP電話
677 へ移行した電話の中には一定数のワイヤレス固定電話も含まれていたとみ
678 なし、加入電話の回線数とともに、ワイヤレス固定電話の回線数について
679 補正を行うことが必要である。

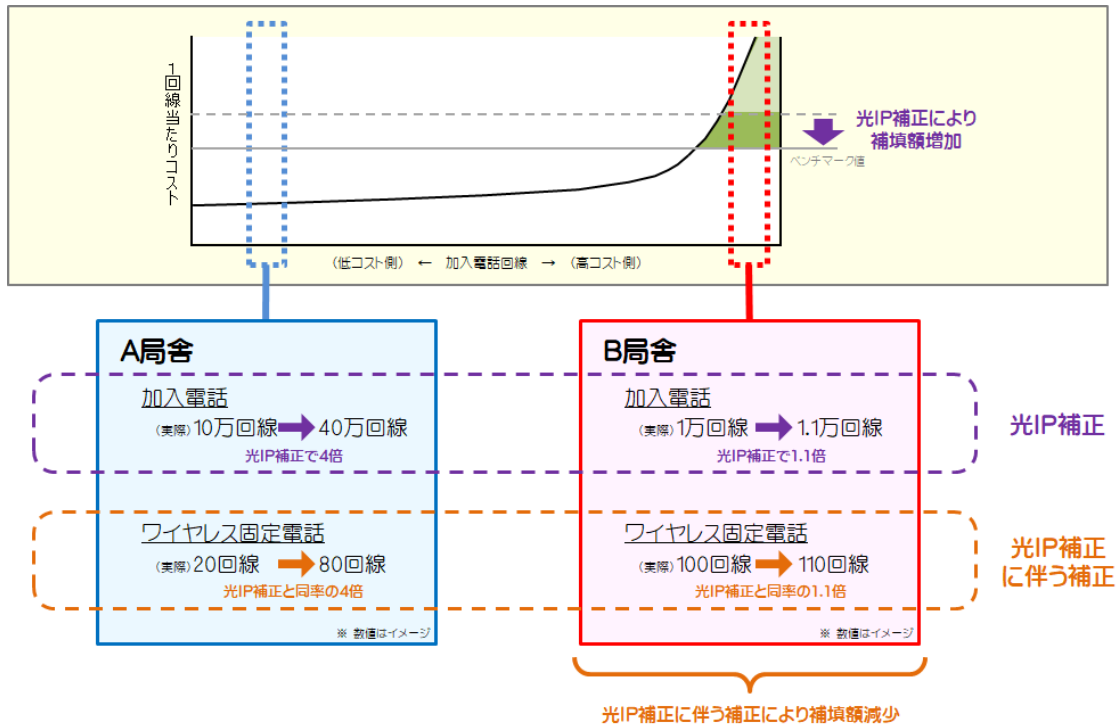
680 光IP補正に伴うワイヤレス固定電話の回線数の補正方法について、ワ
681 イヤレス固定電話の導入が、当面の間は、電話サービスの提供が極めて不経
682 済となる場合の中でも限定的に進められる見込みであることを踏まえれば、
683 まずは、ワイヤレス固定電話の回線数について、局舎単位で加入電話の回線
684 数の補正率と同率を乗じることにより補正を行うことが適当である。

685

686

687
688
689

【加入者回線アクセスに係る補填額算定における光IP補正に伴う補正】



690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711

2 離島特例通信及び緊急通報

1) 事業者からの意見

- ワイヤレス固定電話の基本料については、現行の加入電話と同水準とする方向で検討中。通話料については、全国一律のフラットな料金とする方向で検討中。

2) 委員からの意見

- ワイヤレス固定電話の離島特例通信は、ユニバーサルサービスとして位置づける必要はない。
- ワイヤレス固定電話の緊急通報は、加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲することが適当。

3) 方向性

NTT東日本・西日本からは、ワイヤレス固定電話の通話料について、全国一律のフラットな料金とする方向で検討している旨説明があった。この

712 ことを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の離島特例通信について、ユニバー
713 サルサービスとして位置づける必要はない。

714
715 ワイヤレス固定電話の緊急通報では、現在加入電話の緊急通報で用いら
716 れている回線と同一の緊急通報繋ぎ込み回線が用いられる。また、ワイヤレ
717 ス固定電話回線も加入電話回線とみなした上で特定した高コスト地域（従
718 前からの高コスト地域）においては、ワイヤレス固定電話が導入されても、
719 新たな競争事業者の参入は見込まれない。ワイヤレス固定電話は加入電話
720 を置き換える形で導入されるものであり、上記の2点を踏まえれば、ワイヤ
721 レス固定電話提供開始後の加入電話及びワイヤレス固定電話の緊急通報に
722 ついては、現在の加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲し、加入電話
723 及びワイヤレス固定電話に係る緊急通報繋ぎ込み回線部分のコストのうち、
724 従前からの高コスト地域分を補填することが適当である。

725 726 3 制度運用

727 728 1) 事業者からの意見

- 729
- 730 ●ワイヤレス固定電話導入による効率化効果の事前見積り及び事後検証が
731 不可欠。
- 732 ●ワイヤレス固定電話は、老朽化・故障等によるメタルケーブルの再敷設等
733 の機会が生じた際に、コスト削減効果を勘案の上で、その提供可否を決定
734 する考え。
- 735 ●ワイヤレス固定電話について、提供開始後10年目の時点では、一定程度
736 のコスト削減効果が見込まれると試算される。
- 737 ●恣意的に補填額の減少に直接繋がらない回線ばかりがワイヤレス固定電
738 話に置き換えられる可能性は否定されず、NTT東日本・西日本によるワ
739 イヤレス固定電話の導入が適切に行われているか継続的に検証すること
740 が必要。
- 741 ●補填対象の收容局に收容されている回線であるか否かは、ワイヤレス固
742 定電話の導入判断の基準そのものにはならない。

743 744 2) 委員からの意見

- 745
- 746 ●ワイヤレス固定電話に関する補填に当たり、NTT東日本・西日本による
747 ワイヤレス固定電話の導入実績や実際の効率性向上の効果等を継続的に
748 確認していくことが必要。
- 749 ●ワイヤレス固定電話に関する補填に当たり、実際の補填額に実際の効率
750 性向上の効果が適切に反映されているかモニタリングしていくことが重
751 要。

752

753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770

3) 方向性

NTT東日本・西日本からは、ワイヤレス固定電話は加入者回線に係る実際費用の削減を目的として導入するものであるため、ワイヤレス固定電話の導入に当たり、対象回線が加入者回線アクセスに係る補填の対象となる收容局に收容されているか否かは導入判断の基準そのものにはならない旨説明があった。

こうした点も踏まえれば、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の交付金制度の運用に当たっては、交付金制度の適切な運用のため、ワイヤレス固定電話の導入が交付金制度の運用との関係で恣意的に進められていないかを確認する観点も含め、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の策定状況及び当該計画の進捗状況、ワイヤレス固定電話の具体的な導入地域及び当該地域における導入回線数並びに当該導入による効率性向上の効果（効果額の算定に必要なワイヤレスアクセス単価等の要素事項に係る情報を含む。）等を継続的に確認することが必要である。また、算定された補填額に、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果が適切に反映されているか継続的に確認することが必要である。

771 第3章 IP網への移行に伴う補填の在り方等

772 第1節 検討の背景

773

774 平成22年11月、NTT東日本・西日本は「PSTNのマイグレーションに
775 関する概括的展望について」¹²を公表し、PSTNの中継・信号交換機が維持
776 限界を迎える中、コア網をPSTNからIP網に移行することで「固定電話」
777 を維持する考えを示した。

778 このIP網への移行について、平成29年10月、NTT東日本・西日本は
779 「固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」
780 ¹³を公表し、令和3年1月にIP接続を開始して令和7年1月にIP網への移
781 行を完了すること、またその中で、令和6年1月に加入電話の契約を一斉に
782 「メタル電話」から「メタルIP電話」¹⁴に引き継ぎ、料金体系を現在の距離
783 別料金区分から全国一律の新料金とすることを表明した。

784

785

786

【IP網への移行に伴うサービス切替えスケジュール】



787

788

789

¹² https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20101102_01.html

¹³ https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20171017_01.html

¹⁴ NTT東日本・西日本は、IP網への移行後もアクセス回線については「メタル回線」を維持し、加入者交換機を「メタル収容装置」として利用し、変換装置を経てNGNへとつながる「メタルIP電話」を当分の間提供する考えを示している。

790
791

【IP網への移行による通話料の変更】

通話料(税込み)		現状	IP網への移行後
固定電話発	固定電話着	昼間・夜間:9.35円/3分～11円/45秒 深夜・早朝:9.35円/4分～11円/90秒 <距離段階・時間帯別・県間通話未提供>	9.35円/3分 <全国一律・全時間帯>
	携帯電話着	17.6円/分	現状と同額
	050IP電話着	11.55～11.88円/3分 <事業者別>	11.55円/3分
公衆電話発	固定電話着	昼間・夜間:56秒/10円～8秒/10円 深夜・早朝:76秒/10円～13.5秒/10円 <距離段階・時間帯別>	56秒/10円 <全国一律・全時間帯>
	携帯電話着	15.5秒/10円	現状と同額
	050IP電話着	17.0～18.0秒/10円	18.0秒/10円

792
793
794
795
796
797
798

現在のユニバーサルサービスは、加入電話の離島特例通信や第一種公衆電話の離島特例通信及び市内通信等¹⁵の距離別料金区分を前提とした役務を対象としていることから、IP網への移行の影響について検討を行った。

第2節 ユニバーサルサービスの範囲の見直し

799
800
801
802

1 離島特例通信

803 離島との通信には海底ケーブルの敷設等通常より多くのコストがかかる
804 が、離島のみで構成される単位料金区域(MA)¹⁶については、NTT東日
805 本・西日本が、ユニバーサルサービスとして、当該離島と通話需要等の面で
806 密接な関係を有する本土の近隣MAとの通話及び同一県内の他の離島MA
807 との通話について、実際の距離に基づく通話料金ではなく、隣接MAとして
808 の通話料金を特例として適用している。

809 IP網への移行に伴うNTT東日本・西日本の距離別料金区分の撤廃と
810 全国一律料金の適用により、離島MAと本土の近接MAや同一県内の他の
811 離島MAとの通話について、実際の距離にかかわらず隣接MAとして扱う
812 離島特例通信の必要性が薄れることから、IP網への移行後の本件特例の
813 ユニバーサルサービスとしての扱いについて検討を行った。

814 なお、NTT東日本・西日本は、IP網への移行に伴う距離別料金区分の
815 撤廃に合わせて、離島特例通信の廃止を検討している。

816
817

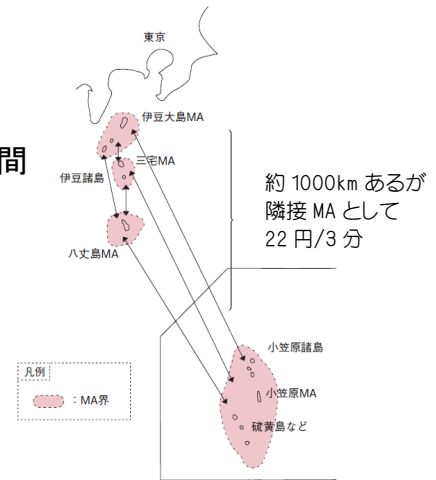
¹⁵ ワイヤレス固定電話の離島特例通信については第2章で検討。

¹⁶ 電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域。

818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859

【加入電話の離島特例通信の例】

- ① 離島MA と本土の近接MA
小笠原諸島⇔東京 (03)
 - ② 同一県内の離島MA
伊豆大島、三宅島、八丈島、小笠原諸島相互間
- ・ 現在
44 円/3 分のところ特例により 22 円/3 分
 - ・ IP 網への移行後 (令和 6 年 1 月～)
全国一律 9.35 円/3 分



1) 委員からの意見

委員からは、電話網の IP 網への移行後の離島特例通信のユニバーサルサービスとしての扱いについて、主に以下の意見が出された。

- 料金が全国均一になる以上は、ユニバーサルサービスとしての離島特例通信について見直すのは当然のことと考える。
- 離島も含め全国的に、加入電話の基本料部分や第一種公衆電話の市内通信は引き続きユニバーサルサービスとして位置づけられており、今回の見直しでは離島に対する特例料金がなくなりユニバーサルサービスとしての補填の対象外となるにすぎない、といったことが伝わる説明が必要。

2) 方向性

IP 網への移行に伴い全国一律料金となることから離島に対する特例料金のメリットがなくなり、離島通信を特例扱いとする必要性がなくなるため、当該特例通信はユニバーサルサービスの対象外とすることが適当である。

なお、今回ユニバーサルサービスの対象外とするのは離島通信の料金に関する特例部分のみであり、加入電話の基本料部分は引き続きユニバーサルサービスの対象であり、第一種公衆電話については設置基準が定められていることから、いずれも離島において引き続き利用可能である。

2 第一種公衆電話の市内通信

平成 12 年 12 月の電気通信審議会答申「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競

860 争促進プログラム～」において、加入電話の「市内通信」は「同一MA内に
861 終始する通話が全体の約6割（平成11年度61%）を占めており、利用実態
862 から見て基礎的な通信手段に該当する」ことから、ユニバーサルサービスの
863 対象¹⁷とし、併せて、公衆電話についても、戸外における最低限の通信手段
864 を確保する観点から、第一種公衆電話のうち加入電話と同等となる「市内通
865 信」をユニバーサルサービスの対象とした。

866 IP網への移行に伴い、第一種公衆電話についても距離別料金区分がな
867 くなり、料金精算のためのトラヒックとして「市内通信」と「その他の通信」
868 を区別する必要がなくなることから、ユニバーサルサービスの対象として
869 の第一種公衆電話の「市内通信」を特定できなくなる恐れがある。

870 また、仮に「市内通信」を特定できない場合、公衆電話には加入電話のよ
871 うに利用者との間に基本料金（アクセス回線）契約が存在せず通話ごとの契
872 約となるため、加入電話と同様にアクセス回線をユニバーサルサービスと
873 して位置づけることは難しい。

874 上記を踏まえ、IP網への移行後の第一種公衆電話の「市内通信」のユニ
875 バーサルサービスとしての扱いについて検討を行った。

876 さらに、ユニバーサルサービスの対象の見直しは、ユニバーサルサービス
877 基金による補填額に影響するため、補填額の算定方法の在り方についても
878 併せて検討を行った。（第3節 第一種公衆電話の補填額算定 参照）

879

880 1) 事業者からの意見

881

882 事業者からは、第一種公衆電話の「市内通信」のユニバーサルサービスの
883 対象としての扱いについて、主に以下の意見が出された。

884 ● IP網への移行に伴い、距離別としている通話料金の区分がなくなり全
885 国一律の料金体系となるが、NTT東日本・西日本において「市内通信」
886 のトラヒックは引き続き特定可能。

887 ● 戸外における通信手段の確保という本来の制度目的を踏まえると、第一
888 種公衆電話のユニバーサルサービスの対象を市内通信に限定する理由は
889 薄れていると考えており、今後の環境変化等も踏まえ、将来的には費用負
890 担の在り方も含めてユニバーサルサービスの対象について議論が必要。

891

892 2) 方向性

893

894 IP網への移行に伴い、距離別通話料金区分がなくなり全国一律料金と

¹⁷ 加入電話の市内通信に関しては、平成17年10月の情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」において、「市内通話の設備面における費用については、接続料制度を通じてNTT東・西とそれ以外の事業者の間で同じ条件が適用されていることから、NTT東・西の市内通話サービスのみを基金による補填の対象とすることは、公正競争上適当ではない。市内通話についても、市外通話や国際通話と同様に基金による補填の対象から外すべきである。」として、ユニバーサルサービスの対象外と整理した。

895 なるが、「市内通信」のトラヒックはNTT東日本・西日本において引き続
896 き特定可能とのことである。

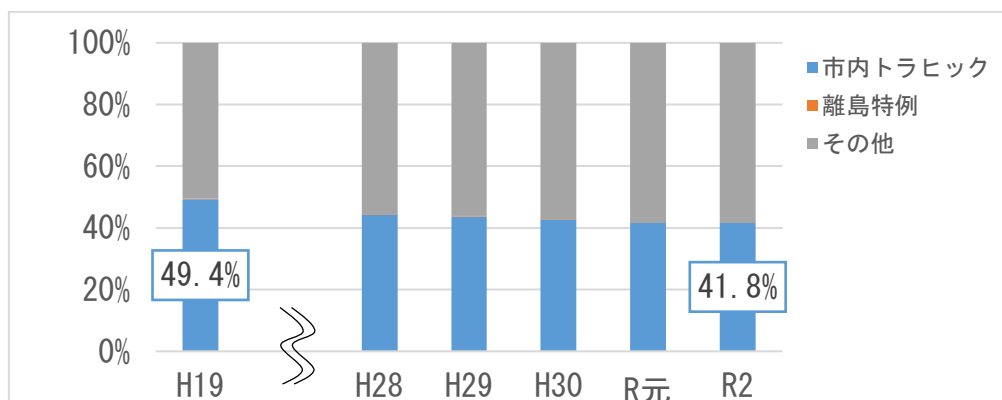
897 第一種公衆電話では、令和2年度においては、トラヒック全体のうち「市
898 内通信」が41.8%を占めており、ユニバーサルサービス基金による補填開
899 始直後の平成19年度の49.4%から大幅な減少はないことから、公衆電話に
900 おける「市内通信」は、依然として「基礎的な通信手段」として重要な意味
901 を持っており、引き続きユニバーサルサービスの対象とすることが適当で
902 ある。

903

904

905
906

【第一種公衆電話の市内通信トラヒック（割合）】



※ 「交付金の額及び交付方法認可申請書」の添付書類から作成

907
908
909
910

911 なお、一方で、公衆電話の「市内通信」のトラヒックが減少傾向にある点
912 は事実であるため、現時点においてその重要性は否定されるものではない
913 ものの、戸外における最低限の通信手段を確保するという考え方を踏まえ、
914 今後の環境変化を見極めつつ補填の在り方と合わせて検討していく必要が
915 あると考える。

916
917

第3節 第一種公衆電話の補填額算定

918
919
920

1 補填の対象及び算定方法

921
922

921 第一種公衆電話については、現在、市内通信、離島特例通信及び緊急通報
922 がユニバーサルサービスの対象となっており、その収支差額分（赤字相当分）
923 をユニバーサルサービス基金により補填することとしている。

924
925
926
927

924 今回のIP網への移行に伴い、離島特例通信及び市内通信についてユニ
925 バーサルサービスの範囲の在り方を検討し（第2節 ユニバーサルサービ
926 スの範囲の見直し 参照）、離島特例通信についてはユニバーサルサービ
927 スの対象外とし、市内通信については引き続きユニバーサルサービスの対象
928 とする整理を行った。

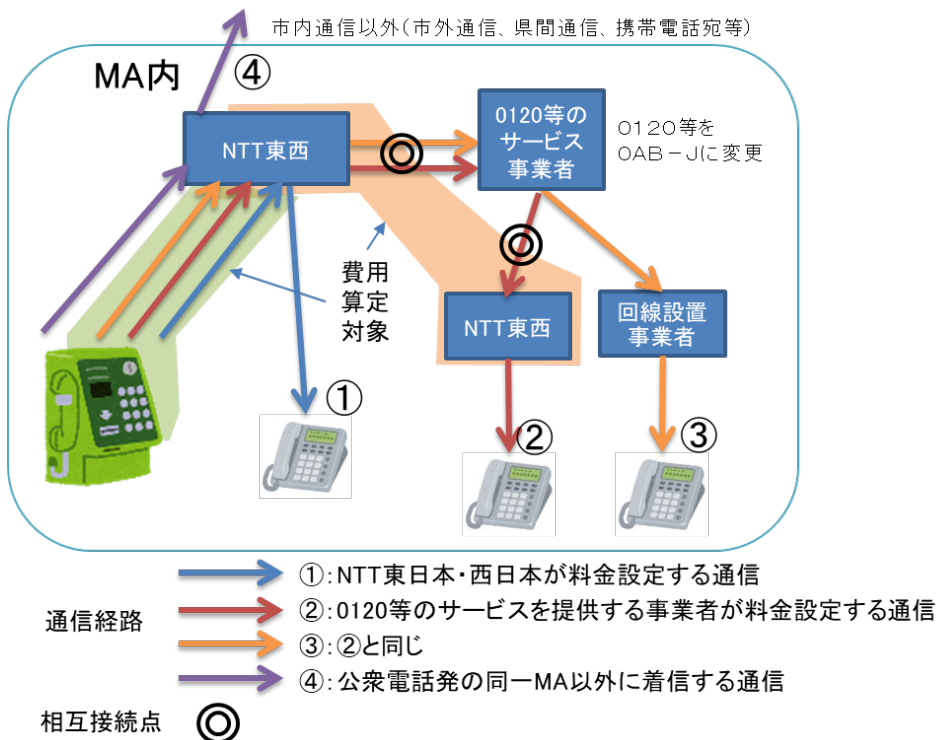
929
930

1) 市内通信に係る補填額の算定方法

931
932
933
934
935
936

932 公衆電話発信の市内通信には、NTT東日本・西日本が料金設定している
933 ものと、公衆電話に接続している電気通信事業者（以下「接続事業者」とい
934 う。）が提供している0120サービスや0570サービスが存在している。

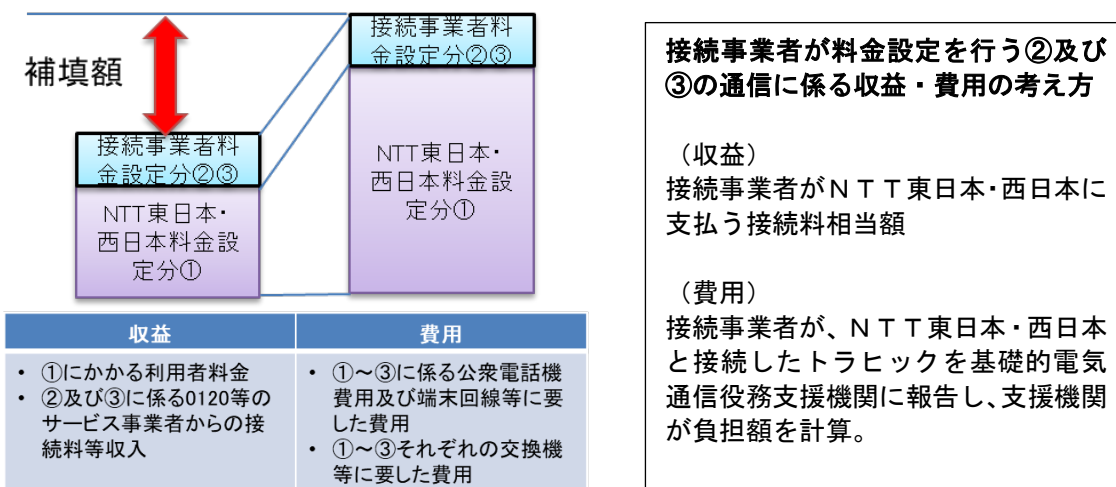
【第一種公衆電話発信通信の分類（概要）】



938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948

補填額の算定に当たっては、接続事業者が料金設定を行う通信について、基礎的電気通信役務支援機関が、接続事業者がNTT東日本・西日本に対して支払った負担額（接続料）及びNTT東日本・西日本と接続したトラヒックの情報を接続事業者から入手した上で、NTT東日本・西日本による料金設定分の通信と併せて算定している。

【第一種公衆電話発信通信の補填額算定方法】



949
950

このため、「市内通信」に係る補填額の算定のためには、接続事業者による「市内通信」の接続料及びトラヒックの把握が必要となることから、IP網への移行後の扱いについて検討を行った。

2) 事業者からの意見

事業者からは、IP網への移行に伴う第一種公衆電話の補填額の算定の在り方について、主に以下の意見が出された。

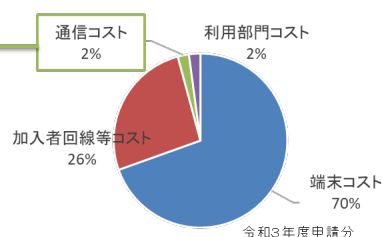
- 第一種公衆電話にかかる費用のうち、IP網への移行による影響は僅少である。

【第一種公衆電話のIP網への移行による影響と補填額内訳】

○ 第一種公衆電話のIP網移行に伴う影響

費用の内訳	IP網移行による影響
主に回線にかかる費用	影響なし
主に端末にかかる費用	
主に交換機にかかる費用	低減見込み

○ 第一種公衆電話の市内通信補填額内訳



- IP網への移行に伴い、事業者間精算のためのエリア情報の流通は行わないことが合意されており、接続事業者が料金設定を行う通信（0120、0570）の市内通信トラヒックを算定するためには、接続事業者において必要なデータを取得するためのシステム改修を行った上で、さらに、一部データについて推計値を用いる必要がある。

3) 委員からの意見

委員からは、主に以下の意見が出された。

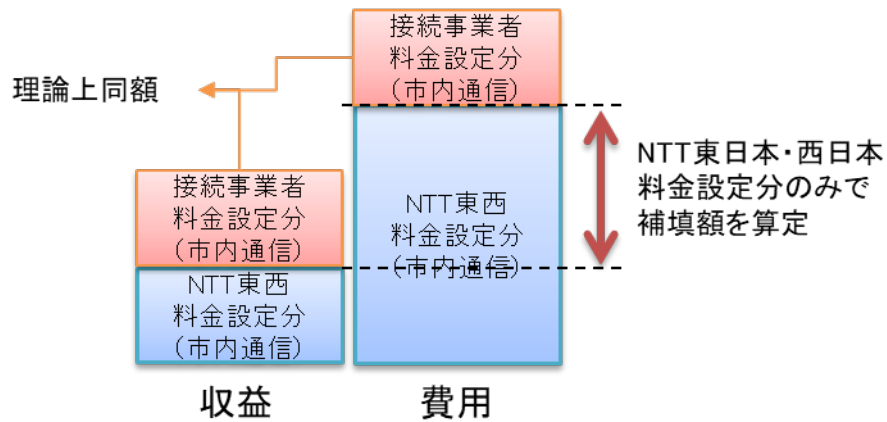
- 理論上、接続事業者分の収益額と費用額は同額なので、それは外してもいいのではないかと。NTT東日本・西日本の額だけで把握するということがよいのではないかと。
- 基本的に規制のコストをなるべくかけないように、簡便にというのが方向性としてよいと考える。

4) 方向性

市内通信を補填の対象とする場合、NTT東日本・西日本及び接続事業者の市内通信トラヒックを特定する必要があるが、IP網への移行に伴

1987 い事業者間精算のためのエリア情報の流通が行われなかったため、同様のデー
 1988 ータの取得には、接続事業者側にシステム改修などの負担が発生し、更に
 1989 システム改修を行ってもなお把握できないものが存在することから、補
 1990 填額算定に当たっては、以下の理由から、NTT東日本・西日本の料金設
 1991 定分のみを対象とすることが適当である。
 1992 ・接続事業者が料金設定を行う市内通信に係る収益は、「NTT東日本・
 1993 西日本が当該接続事業者から受け取る接続料」であり、当該通信に係る
 1994 NTT東日本・西日本に対し支払われるものである。
 1995 ・一方、費用は「当該接続事業者の料金設定分の市内通信に係る回線・端
 1996 末・交換機等費用」であり、当該接続事業者の市内通信分を接続するた
 1997 めの費用である。接続に要した費用を接続料で回収していることを考
 1998 えると、NTT東日本・西日本と接続事業者間の収益・費用は理論上同
 1999 額となる。
 1000 ・システム改修によっても接続事業者からデータが取得できない場合、推
 1001 計値を使用せざるを得なくなるが、値の取り方によっては恣意的な数
 1002 字となる可能性があり適切ではない。

1003
 1004
 1005 【第一種公衆電話への補填対象部分イメージ】
 1006



1007
 1008
 1009
 1010 **第4節 IP網への移行期間中の補填額算定方法**
 1011

1012 電話のユニバーサルサービス制度においては、ユニバーサルサービス提
 1013 供設備との接続等による受益している電気通信事業者が補填のための負担
 1014 金を拠出しているが、その負担は実際には利用者に転嫁されている。こうし
 1015 た点も踏まえ、電話のユニバーサルサービス制度における補填額について
 1016 は、現時点で利用可能な技術を用いて効率的に構築された設備を前提とし
 1017 て算定することとされており、現在、LRICモデルを適用した算定が行われ
 1018 ている。

1019 具体的には、令和4年度認可対象の補填額の算定までは、電話網のIP網
1020 への移行に伴う加入電話接続ルートの切り替え前であり、接続料算定に用い
1021 るモデルとの整合をとる観点からも、現在の規定に基づき、第8次PSTN
1022 -LRICモデルが用いられる。

1023 他方、これと並行して、今後電話網のIP網への移行が進むことを見据え、
1024 長期増分費用モデル研究会においては、第9次IP-LRICモデルの設
1025 計並びに同モデルを用いた接続料及び補填額の算定方法に係る検討が進め
1026 られてきた。

1027 また、電話網のIP網への移行期間中は、NTT東日本・西日本の電話網
1028 内で切替前後の接続ルートが混在するところ、同期間中の加入電話／メタ
1029 ルIP電話の接続料については、第8次PSTN-LRICモデルと第9
1030 次IP-LRICモデルを併用して算定することとされた。

1031 こうした点を踏まえ、IP網への移行期間中の補填額算定へのLRIC
1032 モデルの適用方法等について検討を行った。

1033

1034 1 LRIC方式による補填額の算定

1035

1036 1) 事業者からの意見

1037

1038 ●補填額の算定には、引き続きLRICモデルを適用することが適当。

1039 ●実際費用方式への転換も含め、ユニバーサルサービス補填額と接続料と
1040 を合わせた検討が必要。

1041 ●IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定については、
1042 設備構成やサービス提供の実態及び移行スケジュールを踏まえた算定方
1043 法とすることが必要。

1044 ●IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定については、
1045 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルによる
1046 算定値の加重平均値を補填額とすることが適当。

1047

1048 2) 方向性

1049

1050 IP網への移行期間中（令和4年4月から令和6年12月まで）の補填
1051 額の算定については、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いる
1052 モデルの整合をとるため、IP網への移行期間中という過渡的な期間に
1053 限り適用することも踏まえ、第8次PSTN-LRICモデルによる補
1054 填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平
1055 均値をとり、これを補填額とすることが適当である。

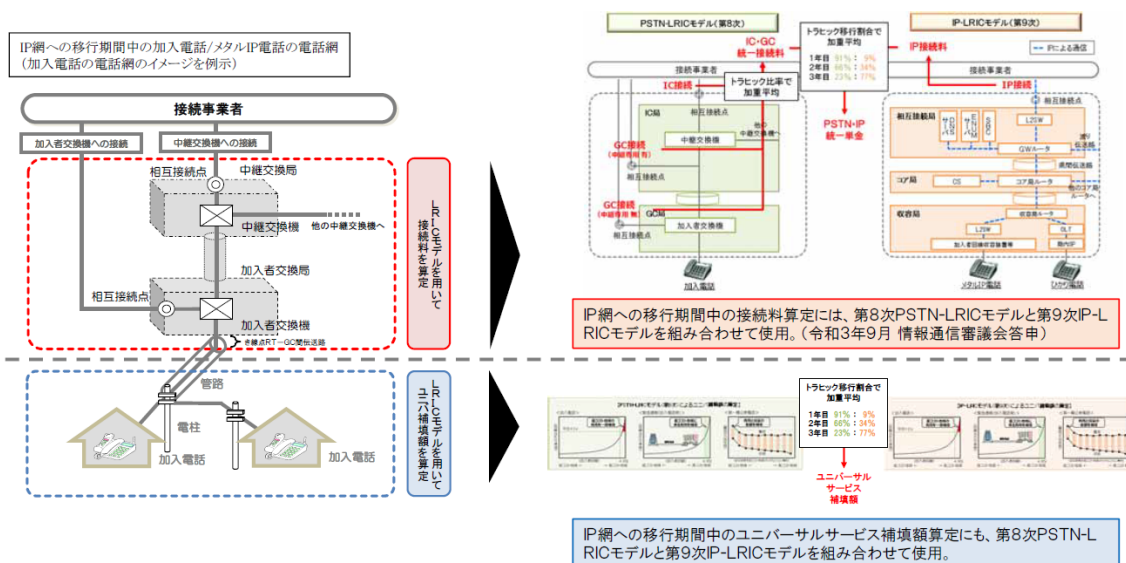
1056 この際、加重平均比率は、移行工程・スケジュールから予測した年度ご
1057 とのトラヒック移行割合に基づき定めた、接続料算定時と同一の比率を
1058 適用することが適当である。

1059

1060

1061
1062

【LRIC方式によるIP網への移行期間中の接続料及び補填額の算定】



1063
1064
1065

1066
1067
1068
1069
1070

また、同期間中の第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについて、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合をとるため¹⁸、まずは実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき補填額を算定することが適当である。

1071
1072
1073
1074
1075

なお、第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入電話アクセス回線のコスト算定方法、緊急通報のコスト算定方法及び公衆電話のコスト算定方法については、長期増分費用モデル研究会において検討された整理を踏まえた対応をとることが適当である。

1076
1077

2 第9次IP-LRICモデルの適用方法

1078
1079

1) 事業者からの意見

1080
1081

- 第9次IP-LRICモデルのアクセス網の設備配置ロジックについては、次期モデルの検討の中で見直しを図る必要がある。

¹⁸ IP網への移行期間中の第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定については、LRIC方式の考え方に立脚すれば、モデル上の加入者回線は、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に限定せず、より経済的な回線種別に置き換えることが適当と考えられる一方、現に加入電話の加入者回線がメタル回線により構築されており、いずれメタル回線の維持限界が到来することが見込まれるものの、その時期が明らかにされておらず、また既存メタル回線の光回線への移行を瞬時に完了できるわけではないことを踏まえ、まずは実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき行うこととしている。

- 1082 ● I P 網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定に当たって
1083 は、第9次 I P - L R I C モデルをモデル外で補正することが現実的。
1084 ● 第9次 I P - L R I C モデルのモデル外での補正方法については、一定
1085 の合理性が認められる。
1086 ● N T T 東日本・西日本の実網での設備配置を参考としてモデルを補正す
1087 ることは、今回に限り、最低限の補正措置として取り得る選択肢と考える。

1088

1089 2) 委員からの意見

1090

- 1091 ● き線点遠隔収容装置（以下「F R T¹⁹」という。）の設備配置については、
1092 モデル外補正の結果、かなり効率的な配置に近づけることができている
1093 と認識している。
1094 ● 補填額の算定結果は最終的に利用者に転嫁されるものであるため、L R
1095 I C モデルの適用結果次第ではモデルを補正することも必要。
1096 ● 実網での F R T 配置台数を参照した第9次 I P - L R I C モデルのモデ
1097 ル外での補正は、とりうる選択肢の中では適切と考えられ、当座の補填額
1098 算定は、この補正措置を講じた上で行うことでよいと思う。
1099 ● ある程度合理性をもった補填額の算定が可能となるような次期モデルを
1100 早期に開発し、補填額の算定に適用すべき。

1101

1102 3) 方向性

1103

1104 第9次 I P - L R I C モデルについては、長期増分費用モデル研究会
1105 での検討の中で、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的
1106 な設備配置を行えるものとなっておらず²⁰、その結果、同モデルの出力に
1107 おいて、F R T が十分に効率的な台数とは考えられないほど多数配置さ
1108 れてしまうことが指摘された。

1109

1110 L R I C モデルは、「通常用いることができる高度で新しい電気通信技
1111 術を利用した効率的なものとなるように新たに」設備を構成できるもの
1112 であることが求められる。したがって、第9次 I P - L R I C モデルを、
1113 アクセス網の設備配置ロジックが十分に効率的な設備配置を行えるもの
1114 となるように見直すことが必要である。

1115

1116 また、補填額の算定も、前記のとおり「通常用いることができる高度で
1117 新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに」構成
した設備配置を前提として行うこととされている。一方、第9次 I P - L

¹⁹ F R T : Feeder Remote Terminal の略。

²⁰ 第9次 I P - L R I C モデルでは、モデルの構造上、小規模な収容局の配下で「コスト判定 F R T」が配置されやすくなっているが、「コスト判定 F R T」の配置有無の判断が収容局から離れたき線点ごとに局所的な設備配置を効率化するように行われ、面全体での「コスト判定 F R T」の最適配置を導出できていないと考えられる。

1118 R I Cモデルのアクセス網の設備配置ロジックの見直しには一定の期間
1119 を要する可能性もあることから、見直しに係る対応が完了するまでの間
1120 の補填額の算定には、長期増分費用モデル研究会での検討の中で提案さ
1121 れているとおり、第9次 I P - L R I Cモデルをモデル外で補正し²¹、そ
1122 の出力を十分に効率的な設備配置に近付けた上で同モデルを適用するこ
1123 とが、同期間中に限定した暫定的な対応としては妥当である。

1124 その上で、補填額算定の本来の在り方を踏まえ、今後速やかに、第9次
1125 I P - L R I Cモデルのアクセス網の設備配置ロジックを見直した上で、
1126 見直し後のモデルを適用した補填額の算定を行えるように努めることが
1127 必要である。

²¹ モデル出力のF R T配置台数を、N T T東日本・西日本の実網でのF R T配置台数を参照してモデル外で設定した台数と概ね一致するように補正する。具体的には、L R I Cモデル走行時のみ、モデル入力値としてのF R T単価を変動させることにより、モデル出力のF R T配置台数を制御する。この方法により、補正後のモデル出力におけるF R Tとその他設備の設備容量の整合をとることができる。

1128 第4章 公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と

1129 公衆電話の補填の在り方

1130 第1節 検討の背景

1131

1132 第一種公衆電話については、令和3年答申において、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスに加えるとともに、交付金全体の支出を抑制し効率化を図る観点から設置基準の緩和を図ることが適当としたところであり、既に電気通信事業法施行規則の一部が改正され、令和4年4月1日から、第一種公衆電話の設置基準の緩和と災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加が行われている。

1138 令和3年答申では、「公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持（効率化に必要な撤去費用を含む）については、交付金の対象とすることが適当」としており、設置基準の緩和を受けNTT東日本・西日本により進められる第一種公衆電話の撤去に係る費用を踏まえた、今後の第一種公衆電話の補填の在り方について検討を行った。

1143 また、新たにユニバーサルサービスに追加した災害時用公衆電話についても、具体的な補填の在り方について検討を行った。

1145

1146 第2節 第一種公衆電話の削減と補填

1147

1148 1 NTT東日本・西日本による削減と補填期間

1149

1150 第一種公衆電話の削減については、令和4年2月のユニバーサルサービス政策委員会（第25回）においてNTT東日本・西日本より、以下のとおり説明があった。

1153 ・撤去後の最終的な設置台数は、設置基準に一割程度の余剰を加えた3万台を想定（新たな設置基準での最低限の設置台数は2.7万台。）。

1155 ・7.9万台の撤去が必要となることから、工事折衝等のリソースを強化し10年で完了する計画だが、第二種公衆電話の撤去折衝等を踏まえると最終的には15年程度の撤去期間が必要。2年程度で折衝を一巡させ、当初5年間で削減台数の5割を撤去する等、可能な限り早期に台数を削減する。各年の削減台数計画は、実際の折衝状況等に応じて随時見直していく予定。

1161 ・撤去対象となる公衆電話は、「メッシュカバー」と「社会的必要性（＝利用頻度）」を考慮して決定（メッシュごとに、最も利用頻度の高い電話機1台を選定。高利用のものが複数ある場合には、常時利用できる場所・人の目につきやすい場所等、設置場所の状況を考慮。）。

1165 ・残置の社会的要請が高いと想定される施設（病院・駅等）は約半数程度残

1166
1167
1168
1169
1170
1171
1172
1173
1174
1175

- 置見込み。
- ・委託設置の電話機は、設置施設の管理者の承諾を得ながら撤去していく必要があり、期間短縮のために受託者の同意を得ずに撤去を進めるような対応は困難。
- ・実際の折衝状況等も踏まえ、第一種公衆電話の位置づけも考慮しながら対象の見直しも含めて検討予定。

【第一種公衆電話の台数削減計画案（NTT東日本・西日本資料）】



※ ユニバーサルサービス政策委員会（第25回）資料より

1176
1177
1178
1179
1180
1181
1182
1183
1184
1185
1186
1187
1188
1189
1190
1191
1192
1193
1194
1195
1196
1197
1198

1) 委員からの意見

委員からは、第一種公衆電話の設置基準の緩和に伴う計画期間について、主に以下の意見が出された。

- 15年計画は長すぎる。速やかな撤去が国民負担の軽減につながることを考えると、委託先の都合で撤去に掛かる期間が延びるのは不自然なように思う。
- 例えば5年、10年、15年と早く撤去が進むほどより大きなインセンティブが得られるような仕組みは考えられないか。10年が妥当な期間かどうかは検討が必要。
- 初期折衝期間（当初2年間）が一巡したあとに再検討を行うことで、もう少し見通しの立ったプランになるのではないか。その段階で、10年、15年という長期プランにならざるを得ない相応の理由があるか判断すればよいのではないか。
- 10年間は事業者でも見通しが難しく、最初は短期間で決めておいてはどうか。やってみなければわからず将来見直しが必要という点は共通の理解であり、見直し条項を入れ、10年なのか、もっと短い期間なのかは別にしても基準となるものを設定し、もし無理であった場合に見直していくという在り方が良いのではないか。

- 1199 ●10年で区切り、その後の撤去費を含む補填を行わないというのはよいと
1200 考える。撤去予定だが撤去されていない第一種公衆電話は15年を超えて
1201 設置され続ける可能性もあり、最終的に利用者の負担につながることを
1202 考えると、補填の期限は切ったほうが良い。計画が長引いたものについて、
1203 補填対象から除くことが必要。
1204 ●5年刻みの3つのステップに分け、STEP2まで補填し、それを超える
1205 と補填対象外という提案や、撤去折衝一巡後の見直しなど、見直しを随時
1206 行っていくことはよい考えと考える。
1207

1208 2) 方向性

1209
1210 NTT東日本・西日本の当初説明である撤去に10年又は15年を要する
1211 長期計画では先の見通しが難しいことから、補填の在り方については適用
1212 期限を区切って議論すべきであり、例えば、令和4年度からのSTEP1
1213 (5年間)、令和9年度からのSTEP2(10年間)及びそれ以降、の3期
1214 間に分けて検討することが適当である。

1215 公衆電話の受託者からの同意なき撤去が困難という点について一定の理
1216 解はできるものの、10年間の当初の計画期間終了後も撤去困難電話機を補
1217 填し続けることで、災害時用公衆電話への補填が十分に行われない可能性
1218 や、設置基準を超過する第一種公衆電話に対する利用者負担が継続し続け
1219 るという点を踏まえ、新たな設置基準台数(1割程度の余剰分を含む。)を
1220 上回る台数²²(以下「超過設置台数」という。)については、STEP2終
1221 了後は撤去に要する費用(以下「撤去費用」という。)(2 第一種公衆電話
1222 の撤去に要する費用への補填 参照)も含め補填の対象外とすることが適
1223 当である。

1224 また、STEP1及びSTEP2においては、超過設置台数分及び撤去費
1225 用を補填対象とすることも考え得るが、早期の撤去を促進する観点から、超
1226 過設置台数分及び撤去費用の補填はSTEP1の5年間で当初の対象期間
1227 とし、STEP2での補填の在り方は、STEP1終了後(令和9年度)に、
1228 ①撤去状況や撤去による費用効率化効果、②NTT東日本・西日本が作成す
1229 る削減計画の進捗及び③災害時用公衆電話への補填が見込めるか否か等を、
1230 今回の見直しの目的と照らし合わせて検討すべきと考える。
1231

1232 3) NTT東日本・西日本による削減計画

1233
1234 総務省からの「電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公
1235 衆電話の削減計画等に関し講ずべき措置について(要請)」(令和4年2月28
1236 日)を踏まえ、令和4年6月30日にNTT東日本・西日本は、第一種公衆
1237 電話の具体的な削減計画を総務省に対し報告及び公表した。

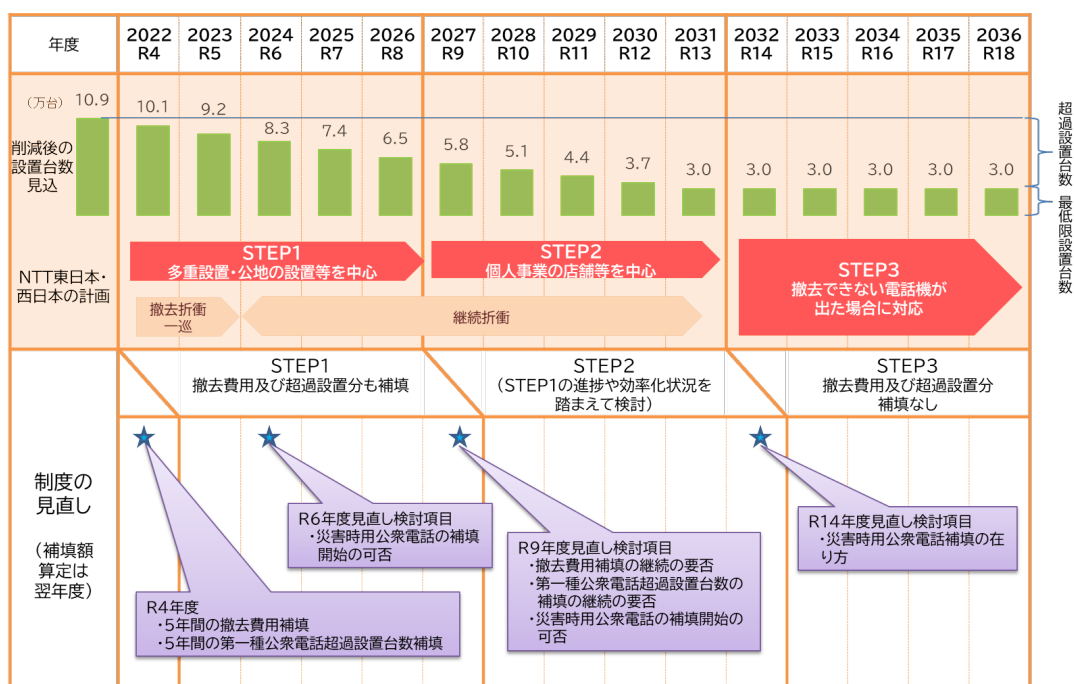
²² 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第7号)におい
て、当分の間、超過設置台数分についてもユニバーサルサービスの対象としている。

1238 計画では、STEP 1では全体の6割、STEP 2では残りの4割を削減
 1239 し、10年間で7.9万台を削減する予定であるものの、施設設置の管理者か
 1240 ら承諾が得られない場合などに削減の完了がSTEP 3以降になる可能性
 1241 もあるとしている。

1242 当該計画の大幅な変更や進捗状況等は、要請に基づき年度ごとに総務省
 1243 に報告することとされているため、今後総務省においてフォローしていく
 1244 ことが適当である。

1245
 1246
 1247
 1248

【NTT東日本・西日本による削減計画と制度の見直しのイメージ】



1249
 1250
 1251
 1252
 1253

2 第一種公衆電話の撤去に要する費用への補填

1254 令和3年答申において整理したとおり、超過設置台数分の撤去に係る費用
 1255 については補填を行うことが適当であるが、交付金全体の支出を抑制する必
 1256 要があることから、その補填の在り方について、前述の削減計画の考え方を踏
 1257 まえて検討を行った。

1258 なお、現行の補填額算定における撤去費は、機器の更改等に伴う撤去の場合
 1259 を想定し、非効率性を排除した費用算定方式となるLRIC方式による投資
 1260 額×撤去費対投資額比率等²³で算定されており、実際にかかった費用が計上さ
 1261 れているわけではない。

²³ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第8において減価償却費及び投資額等の費用算定方法を記載

1262

1263

1) 事業者からの意見

1264

1265

事業者からは、超過設置台数分の撤去費用について、主に以下の意見が出された。

1266

1267

●撤去費用も含めた事業運営に要する費用（撤去費及び除却損）が、補填対象になると考える。

1268

1269

●第一種公衆電話の台数削減計画の初期段階には、撤去費用も含めた費用の総額が一時的に上昇する可能性があるものの、NTT東日本・西日本としてはできる限り早期に台数を削減していくことで、維持費用の早期抑制を目指していく考え。

1270

1271

1272

1273

●撤去によって公衆電話のコストは効率化されるが、そこにタイムラグが生じると考えており、負担を後ろに繰り延べることによって平準化が図られるのではないかと考えている。費用等は毎年度ごとに基礎的電気通信役務支援機関に報告し補填額を算定いただいております、繰延べを実現した場合でも透明性は確保できると考えている。

1274

1275

1276

1277

1278

1279

2) 方向性

1280

1281

今回の第一種公衆電話の設置基準緩和に伴う超過設置台数分の撤去費用については、撤去費及び除却損を対象とし、撤去が開始される令和4年度から費用が発生することから、補填開始時期については、令和5年度申請分（令和6年度交付分）から対象とすることが適当である。

1282

1283

1284

1285

対象期間については、第一種公衆電話の超過設置台数分の補填の在り方と同様に、STEP1の5年間を当初の対象とし、STEP2での補填の在り方は、STEP1終了後（令和9年度）に、①撤去状況や撤去による費用効率化効果、②NTT東日本・西日本が作成する削減計画の進捗及び③災害時用公衆電話への補填が見込めるか否か等を、今回の見直しの目的と照らし合わせて検討すべきである。また、STEP3では、超過設置台数分の撤去費用の補填は行わないことが適当である。

1286

1287

1288

1289

1290

1291

1292

1293

今回の撤去費用は期間を限定し超過設置台数分の費用のみを対象とするものであり、通常の機器更改等とは異なることから、補填対象となる「撤去費用」は、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきである。

1294

1295

1296

1297

ただし、「撤去費用」については、現時点でその詳細が判明していないため、補填額の算定に当たっては、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を確認し、真に必要な経費のみを補填の対象とすることが考えられる。

1298

1299

1300

さらに、撤去費用は、撤去開始当初に第一種公衆電話の撤去による費用効率化効果を上回ることが想定されているが、繰延べ補填を行うことは、後年度に負担を平準化することになり、災害時用公衆電話への補填がさらに先送りになる可能性があることから、今回の制度改正の趣旨を踏まえると適

1301

1302

1303

1304 当ではない。
 1305 ただし、今後、当初計画以上に削減が実現し撤去費用が想定より大幅に増
 1306 額した場合には、再度検討を行うことが必要と考える。

1307
 1308

1309 【撤去費用を繰延べした場合としない場合との比較（総務省試算）】

1310
 1311

○撤去費用を単純に加えた額を補填した場合

決算年度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
総補填額 (億円)	76	75	73	71	70	65
番号単価 (円)	3	2	3	2	2	3

1312
 1313
 1314

↑
 ここから災害時用公衆電話補填開始

1315 ○撤去費用については、第一種公衆電話の効率化額を上限として残余を翌
 1316 年度以降に繰り延べた場合

決算年度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
総補填額 (億円)	69	69	70	70	71	71	71	67
番号単価 (円)	2	3	2	3	2	2	3	2

1317
 1318
 1319

↑
 ここから災害時用公衆電話補填開始

1320
 1321
 1322
 1323
 1324
 1325
 1326

※ 試算前提

総補填額については以下を加味して算定

- ・ 収益は過去からの減少率と同率の減少率で減少
- ・ 加入電話の補填額は変更なし
- ・ N T T 東日本・西日本の削減計画による費用削減効果を公衆電話補填額から控除
- ・ 撤去費用は N T T 東日本・西日本から説明のあった額

1327
 1328
 1329

3 ユニバーサルサービスごとの収支と補填額との関係

1330 ユニバーサルサービス交付金は、ユニバーサルサービスの提供に要する費用
 1331 の額が、当該サービスの提供により生じる収益の額を上回ると見込まれる場合

1332
1333
1334
1335
1336
1337
1338
1339
1340

に、上回ると見込まれる額の一部に充てるために交付される²⁴。
 第一種公衆電話の補填額の算定に当たっては収入費用方式を採用し、LRIC方式により算定した費用が収益を上回る額を補填することとしているが、近年、NTT東日本・西日本の実際の赤字額²⁵（以下「ユニバーサルサービス収支」という。）を、補填額が上回る状況が続いている。

【ユニバーサルサービス収支と補填額との比較】

会計年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ユニバ収支(億円)	-518	-849	-1,254	-1,312	-1,185	-1,103	-1,079	-1,022	-819	-818	-816	-796	-535	-395	-572	-546
加入電話	-472	-809	-1,213	-1,270	-1,143	-1,065	-1,039	-981	-781	-783	-783	-758	-502	-362	-539	-513
公衆電話	-46	-40	-42	-42	-43	-38	-40	-41	-38	-35	-33	-38	-34	-32	-33	-33
認可年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補填額(億円)	152	136	180	188	152	111	74	69	69	68	69	65	65	66	67	68
加入電話	121	93	138	146	110	71	35	30	30	30	32	29	28	28	29	28
公衆電話	31	43	42	43	42	40	38	39	39	37	37	36	37	38	38	40
ユニバ収支 -補填額(億円)	366	713	1,074	1,124	1,033	992	1,005	953	750	750	747	731	470	329	505	478
加入電話	351	716	1,075	1,124	1,033	994	1,004	951	751	753	751	729	474	334	510	485
公衆電話	15	-3	0	-1	1	-2	2	2	-1	-2	-4	2	-3	-6	-5	-7
適用年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1番号あたりの 月額負担額 (番号単価)	7円	6円	8円	8円	7円	(1~6月) 5円 (7~12月) 3円	3円	3円	2円	(1~6月) 2円 (7~12月) 3円	(1~6月) 2円 (7~12月) 3円	2円	(1~6月) 2円 (7~12月) 3円	2円	3円	2円

※ ユニバ収支はNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支に係る営業赤字額

1341
1342
1343
1344
1345
1346
1347
1348
1349
1350
1351
1352
1353

例えば、令和2年度のユニバーサルサービス収支と令和2年度決算値を基に算定される令和3年度認可補填額を比較した場合、ユニバーサルサービス収支に補填額算定時に費用に加算される「報酬額」²⁶（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）を考慮した補填相当額が、LRIC方式により効率的に算定される補填額より小さくなる場合が存在している。

この点について、超過設置台数の撤去費用を補填の対象に追加する議論が進んでいる以上、過補填ともいえる状況は看過できないため、整理を行った。

²⁴ 電気通信事業法第107条では、適格電気通信事業者の指定に係るユニバーサルサービスの提供に要する費用の額が、指定に係る収益の額を上回ると見込まれる場合に、交付金を交付することとなっている。適格電気通信事業者は、加入電話及び第一種公衆電話をまとめて指定しているため、役務ごとに計算した補填額をまとめて適格電気通信事業者ごとに交付している。

²⁵ 電気通信事業法施行規則第40条の5の規定によるユニバーサルサービスに係る収支

²⁶ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第16条及び第20条

1354
1355

【ユニバーサルサービス収支と補填額の比較】

(億円)

	実際の収支					LRIC方式を用いた補填額算定		
	ユニバ収支			報酬額	営業損失 + 報酬額 (補填相当額)	収益	原価	補填額
	営業 収益	営業 費用	営業 損失					
NTT 東日本	3.3	23.2	19.9	2.4	22.3	3.3	24.4	21.1
NTT 西日本	1.8	15.2	13.4	1.3	14.7	1.8	20.5	18.7
合計	5.1	38.4	33.3	3.7	37.0	5.1	44.9	39.8

※ 実際の収支については令和2年度実績、補填額は令和3年度認可分

1356
1357
1358
1359
1360

1) 委員からの意見

委員からは、ユニバーサルサービスごとの収支と補填額の関係について、主に以下の意見が出された。

1361
1362
1363
1364
1365
1366
1367
1368
1369
1370
1371
1372
1373

- 撤去費用も補填の対象（2 第一種公衆電話の撤去に要する費用への補填参照）とする以上、過補填のようなことが起こっているとすれば何らかの考慮は必要。
- NTT東日本・西日本の営業損失を上回っている補填額について、基本的な考え方として実際の収支を上限とするということでは差し支えないと思う。過大な補填がなされているのであれば今後の撤去費用にいかしていくことができないか。
- 補填額が赤字額を上回らないようにすべきと考えるが、その差分が生じないように検討する必要がある。場合によっては、補填額算定の適切さについても検討することも将来的な課題として考えられるのではないか。
- 補填額算定方法の見直しは、遠くない将来なのではないか。

1374
1375
1376

2) 方向性

ユニバーサルサービス交付金制度では、赤字分のすべてを交付金で充てることにすると、単に実会計上の赤字補填の制度となり、ユニバーサルサービスの提供に係る経営の効率化を図ることを前提に外部補助を行うという制度の趣旨に適合しないため、交付金を「赤字の一部に充てる」という考え方をとっている。

1382
1383
1384
1385

第一種公衆電話について、実際の収支差額（赤字額）が「能率的な経営の下における適正な原価」（電気通信事業法第109条第3項）としてLRIC方式により算定された補填額を下回るという逆転が生じ、適格電気通信事業者において経営の効率化が図られていると推察できる場合には、法律の基本

1386 的理念も踏まえ、特別の理由（災害時等費用に大きな変動が発生する場合など）がない限り、補填に当たっては実際の収支差額を上回らないようにすべきである。

1389 ただし、現在の補填額の算定では報酬額を含む原価を費用として計算していることから、実際の赤字額との比較に当たっては報酬額を考慮する必要がある。

1392 なお、加入電話については、高コスト地域のみを補填するベンチマーク方式を採用しているためユニバーサルサービス収支の差額と補填額の逆転は想定されないことから、今回の見直しは収入費用方式を採用している第一種公衆電話のみを対象とすべきである。

1396 今後も、ユニバーサルサービス収支の赤字額を、LRIC方式により算定された補填額が大きく上回るが続く場合は、将来的に補填額の算定方法について見直しを行う必要があると考える。

1399
1400

【新たな補填額算定の考え方】

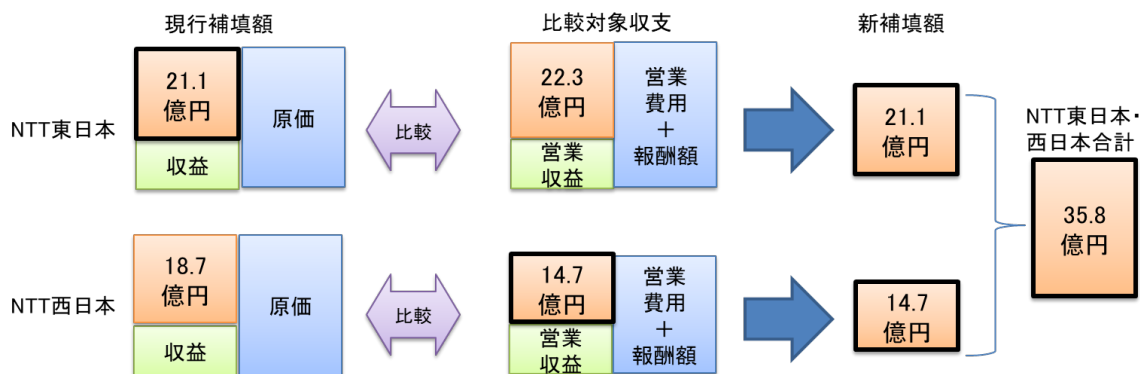
1402

1403 仮に令和3年度認可補填額と令和2年度決算額を比較して算定した場合

1404 NTT東日本：補填額変更なし

1405 NTT西日本：補填額が減少

1406 総補填額 39.8億円 → 35.8億円（4億円減少）



1407

1408

1409

4 その他（第一種公衆電話の設置場所）

1411

1412 第一種公衆電話は、基本的に「戸外における最低限の通信手段」として設置
1413 されているものであるが、令和3年答申では、国民・利用者にとって、外出時
1414 における最低限の通信手段を満たすものであると捉えた場合、必ずしも、公衆
1415 電話の設置場所そのものが戸外にある必要はなく、設置場所が戸外か屋内か
1416 で第一種公衆電話か否かを区別する運用を見直すことが適当とした。

1417 NTT東日本・西日本の説明によれば、残置の社会的要請が高いと想定され

1418 る施設として、病院や学校等に一定程度残置させる見込みとしているため、第
1419 一種公衆電話の屋内設置についても検討を行った。

1420

1421 1) 委員からの意見

1422

1423 委員からは、第一種公衆電話の設置場所について、主に以下の意見が出さ
1424 れた。

1425 ●現在、教育機関などは簡単に入ることができず、容易に利用ができるとは
1426 言いがたい。そういった利用に制約があるところに置かれた第一種公衆
1427 電話から削減すべきではないか。

1428 ●学校等で携帯電話の持ち込みを禁止しているところもあり、個別に要否
1429 を判断しつつ早期に削減するということがよいのではないか。

1430

1431 2) 事業者からの意見

1432

1433 事業者からは、第一種公衆電話を残置する場所について、主に以下の意見
1434 が出された。

1435 ●東京都や大阪府等、設置基準より多く設置している地域を中心に、同一敷
1436 地内において複数の第一種公衆電話が設置されていることもあるが、今
1437 回の見直しを踏まえ、早期に撤去を進めていく。

1438 ●第一種公衆電話は、原則として屋外の公道上又は公道に面した場所に設
1439 置している。2割程度の電話機については屋内に設置されているが、駅や
1440 空港構内あるいは公共施設・医療施設のロビー、教育機関の玄関口等、利
1441 用を必要とする方々がアクセスしやすい場所に設置している。

1442 ●学校であれば生徒の利用を想定しているなど、外部の人間が容易に入れ
1443 ない場所に設置されているものがあるのは事実だが、設置に当たっては
1444 不特定多数者が使えることが原則であり、公共性の高いところに置いて
1445 あるものであっても、撤去に当たっては考慮の上進めていきたいと考
1446 えている。

1447

1448 3) 方向性

1449

1450 第一種公衆電話は、社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を
1451 確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用すること
1452 ができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公
1453 衆の目につきやすい場所に設置されるべきものである。

1454 一方、公共施設や医療施設、教育機関の施設内等、公共性の高い場所であ
1455 りながら開放時間が限定され、かつ、利用者の対象も限定される場所での設
1456 置については、施設内で携帯電話が利用できない、若しくは主な施設利用者
1457 が携帯電話を所持していないといった事情から、公衆電話が最低限の通信
1458 手段となる場合も想定される。

1459 このような対象時間や利用者が限定され、必ずしも公衆が常時又は容易

1460 に使用できるとは言い難い設置場所については、第一種公衆電話の設置の
1461 趣旨を踏まえるとともに、当該電話機の利用実態等に基づく設置の必要性
1462 を考慮した上で、第一種公衆電話としての設置の要否を検討すべきである。

1463

1464 5 その他（第二種公衆電話の削減との関係）

1465

1466 N T T 東日本・西日本の令和4年度事業計画における公衆電話（第二種公衆
1467 電話含む）の削減台数は、両社が令和4年2月にユニバーサルサービス政策委
1468 員会（第25回）で説明した第一種公衆電話の削減予定台数より多く、第二種
1469 公衆電話についても一定程度の削減を予定していることがわかった。

1470 こうしたことも踏まえ、第一種公衆電話の第二種公衆電話への転用の可否
1471 について検討を行った。

1472

1473

1474

1475

【令和4年度公衆電話削減計画】

	事業計画※1による 公衆電話削減台数	第一種公衆電話削減計画※2 による第一種公衆電話削減台数
N T T 東日本	5,000 台	8,000 台
N T T 西日本	6,000 台	

1476

※1 令和4年度事業計画（令和4年3月31日認可）

1477

※2 令和4年2月にユニバーサルサービス政策委員会（第25回）で説明された計画

1478

1479

1480

1) 事業者からの意見

1481

1482 事業者からは、第一種公衆電話の第二種公衆電話への転用について、主に
1483 以下の意見が出された。

1484 ●第二種公衆電話は、N T T 東日本・西日本の負担・経営判断により採算性
1485 を基準として設置しているものであり、法令により設置が義務づけられ
1486 る第一種公衆電話とは性質が異なるものであることから、第一種公衆電
1487 話の第二種公衆電話への転用は基本的に困難と考えている。

1488 ●今回の削減においては、第一種公衆電話の撤去を第二種公衆電話より早
1489 期に進めていく。

1490

1491

2) 委員からの意見

1492

1493 委員からは、N T T 東日本・西日本の意見に対し、主に以下の意見が出さ
1494 れた。

1495 ●第二種公衆電話は採算重視であるため第一種公衆電話の第二種公衆電話
1496 への転用は難しい、という説明には論理に飛躍があるのではないか。第一
1497 種公衆電話と第二種公衆電話の撤去では、第一種公衆電話の撤去を最優

1498 先すべき。

1499

1500 3) 方向性

1501

1502 第一種公衆電話は、最終的には利用者負担において維持しているもので
1503 あり、設置基準より大幅に超過する台数を長期間利用者負担による補填の
1504 対象としつつ、その間にNTT東日本・西日本が採算性を理由に第二種公衆
1505 電話の撤去を進めることは、利用者の理解を得難いと考える。

1506 第二種公衆電話の撤去のために一定の人員を配置するのであれば、第一
1507 種公衆電話の撤去のために当該人員を振り分けるなど、第一種公衆電話の
1508 撤去に優先的に取り組むべきである。

1509

1510

1511 第3節 災害時用公衆電話の補填

1512

1513 令和3年答申では、災害時用公衆電話について基本的にアクセス回線を補填
1514 対象とすることが適当としつつ、「第一種公衆電話の効率化によって得られる費
1515 用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具
1516 体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある」としてい
1517 る。

1518 また、災害時用公衆電話の補填に当たっては、「第一種公衆電話に係る交付金
1519 の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない」ことが求められており、
1520 第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を具体的に把握する必
1521 要がある。

1522 このため、災害時用公衆電話の補填額の算定方法の在り方については、撤去費
1523 用を含む第一種公衆電話への補填額との合計額も踏まえた上で検討を行った。

1524

1525 1) 事業者からの意見

1526

1527 事業者からは、災害時用公衆電話の補填額算定方法について、主に以下の
1528 意見が出された。

1529 ●災害時用公衆電話の維持コストは、公衆電話機能の接続料に加算するこ
1530 とで、NTT東日本・西日本を含めた電気通信事業者全体で維持費を負担
1531 してきたが、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして維持して
1532 いくことを踏まえれば、これに係るコストについては、原則、全額を補填
1533 の対象として整理することが妥当。

1534 ●全額を補填の対象とすることが困難な場合、補填の対象外となる部分に
1535 ついては、今後も引き続き接続料で精算する等、負担の公平性を確保する
1536 ための仕組みが必要。

1537 ●アクセス回線の費用については、IP網への移行による影響はない。

1538

2) 委員からの意見

委員からは、主に以下の意見が出された。

- STEP 1 終了時よりも早い時期に、災害時用公衆電話の補填について検討を開始できるよう、削減計画や削減効果の状況をNTT東日本・西日本から聴取し、検討の時期を前倒しできるように注視していくことが必要。

3) 方向性

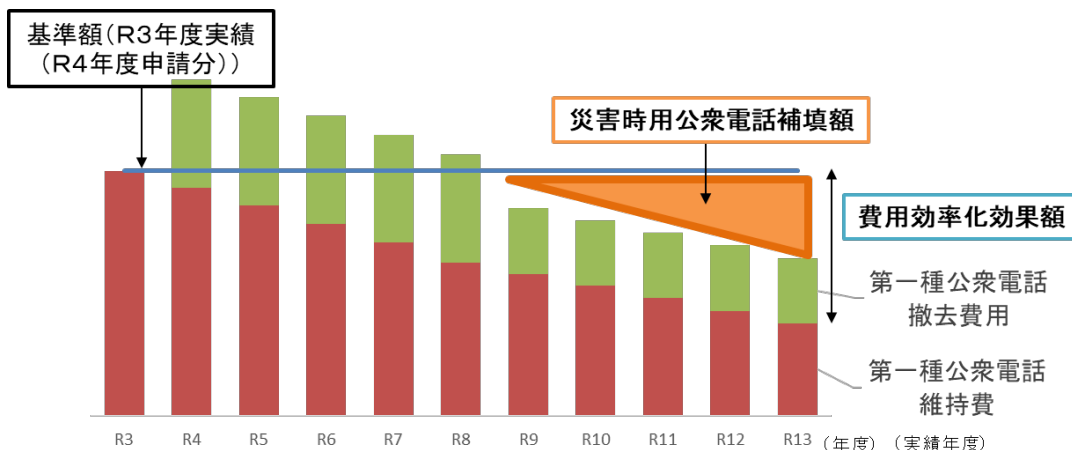
災害時用公衆電話に係る費用については、現在、アクセス回線費用が接続料に転嫁され、電気通信事業者全体で維持費を負担してきたことに鑑み、ユニバーサルサービス基金による補填においても、令和3年答申で示したとおり、対象をアクセス回線部分のみとすることが適当である。

一方、災害時用公衆電話の補填は、国民負担を増やさない範囲で行われるべきものであるため、第一種公衆電話削減の具体的な効果を踏まえた上で、補填開始時期や具体的な算定方法について検討を行う必要がある。

このため、初期の折衝期間終了後若しくはSTEP 1 期間中から、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、以下の点について検討を行うべきである。

- ・ 第一種公衆電話の削減を行う直前の令和3年度決算値を基に算定される補填額（令和4年度申請分）を基準に、令和4年度以降の第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額を「費用効率化効果額」とし、当該額が撤去費用を上回るようになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始すること。
- ・ 災害時用公衆電話の補填は、基本的に全額をユニバーサルサービス交付金の対象とすることが望ましいが、災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱い（補填開始の時期と併せて検討を行う。）。

【補填のイメージ】



1570

1571 **第5章 おわりに**

1572 本報告書は、令和3年12月に総務大臣より諮問された「固定電話を巡る環境
1573 変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について検討
1574 を行い、その結果をとりまとめたものである。総務省及びNTT東日本・西日本
1575 においては、本報告書を踏まえ所要の措置を講じられたい。

1576

1577 まず、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等」
1578 に関しては、

1579 ・ ワイヤレス固定電話に関する接続料及び補填額の算定方法等について、令
1580 和5年度第2四半期以降に同電話の提供開始が予定されていることを踏ま
1581 え、総務省において早急に制度整備を行うこと。

1582

1583 次に、「IP網への移行に伴う補填の範囲の在り方等」に関しては、

1584 ・ 離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とすること、及び第一種公
1585 衆電話の市内通信の算定方法の変更については、IP網への移行に伴い距
1586 離別通信の廃止が予定されていることを踏まえ、総務省において早急に制
1587 度整備を行うこと。

1588 ・ IP網への移行期間中の補填額算定方法については、長期増分費用モデル
1589 研究会における検討結果を反映し、令和5年度の補填額算定から新たな算
1590 定方法を適用できるように、総務省において早急に制度整備を行うこと。

1591

1592 最後に、「公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と補填の在
1593 り方」に関しては、

1594 ・ 第一種公衆電話の補填の在り方については、本年度実績より対象となるこ
1595 とから、総務省において早急に制度整備を行うこと。

1596 ・ NTT東日本・西日本は、本委員会での検討も踏まえ、総務省に報告した
1597 第一種公衆電話の削減計画に着実に取り組むこと。

1598 ・ 総務省は、初期折衝期間終了後以降の検討に向け、NTT東日本・西日本
1599 の削減計画の進捗をフォローすること。

1600

1601

1602

1603

1604

1605

1606

1607

1608
1609
1610
1611
1612
1613
1614
1615
1616
1617
1618
1619
1620
1621
1622

資 料 編

1623

1624

1625

1626

1627

1628

電気通信事業政策部会 名簿

(令和4年5月10日現在 敬称略)

	氏名	主要現職
部会長	もりかわ ひるゆき 森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
部会長代理	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	一橋大学 大学院 経済学研究科 教授
委員	いしい かおり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
委員	いずもと さよこ 泉本 小夜子	公認会計士
委員	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学 大学院 情報理工学系研究科 教授
委員	おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学 大学院 経済学研究科 教授
委員	くまがい みつまる 熊谷 亮丸	株式会社大和総研 副理事長
委員	たかはし としえ 高橋 利枝	早稲田大学 教授／ケンブリッジ大学 「知の未来」研究所 アソシエイト・フェロー

1629

1630

接続政策委員会 名簿

(令和3年4月1日現在 敬称略)

	氏名	主要現職
主査 専門委員	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
主査代理 専門委員	さとう はるまさ 佐藤 治正	甲南大学 名誉教授
委員	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
専門委員	せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
専門委員	たかはし まさる 高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
専門委員	にしむら のぶふみ 西村 暢史	中央大学 法学部 教授
専門委員	にしむら まゆみ 西村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT 研究会 代表
専門委員	やました はるこ 山下 東子	大東文化大学 経済学部 教授

1631

1632

1633

1634

1635

1636

1637

1638

1639

ユニバーサルサービス政策委員会 名簿

(令和3年2月9日現在 敬称略)

	氏名	主要現職
主査 専門委員	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授
主査代理 専門委員	せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
委員	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	一橋大学 大学院 経済学研究科 教授
専門委員	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
専門委員	かすが のりひろ 春日 教測	甲南大学 経済学部 教授
専門委員	すなだ かおる 砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・ センター 主幹研究員
専門委員	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
専門委員	ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション 研究センター 教授

1640

1641

資料4

諮問第 1233 号
令和 3 年 12 月 8 日

1642
1643
1644
1645
1646
1647
1648
1649
1650
1651
1652
1653
1654
1655
1656
1657
1658
1659
1660
1661
1662
1663
1664

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 金子 恭之

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の
在り方

1665

1666 諮問第 1233 号

1667 固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の
1668 在り方

1669 1 諮問理由

1670 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正す
1671 る法律（令和 2 年法律第 30 号）の施行により、令和 3 年 4 月 1 日から、東日
1672 本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日
1673 本」という。）は、一定の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可を得て、
1674 他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務の提供を行うことが
1675 可能となった。これを受けて NTT 東日本・西日本がワイヤレス固定電話の提
1676 供開始を令和 4 年度第 4 四半期以降に予定しているところ、ユニバーサルサ
1677 ービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方を検討する必要がある。

1678 また、NTT 東日本・西日本が提供する加入電話については、公衆交換電話
1679 網（以下「PSTN」という。）の設備（中継交換機・信号交換機）が令和 7
1680 年頃に維持限界を迎える中で、令和 4 年度以降、PSTN から IP 網へ疎通ル
1681 ートの切替が行われる予定である。このような IP 網への移行に当たり、IP
1682 網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方及び IP 網への移行
1683 期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り
1684 方を検討する必要がある。

1685 さらに、令和 3 年 7 月の貴審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆
1686 電話の在り方」において、災害時用公衆電話に係る補填について、第一種公衆
1687 電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない範囲
1688 で検討を進めることが必要等の提言を受けており、具体的な補填の範囲等
1689 について、検討を行う必要がある。

1690 以上により、固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス
1691 交付金制度等の在り方について諮問するものである。

1692 2 答申を希望する事項

1693 (1) ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度
1694 に基づく補填及び接続料の在り方

1695 (2) IP 網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方

1696 (3) IP 網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づ
1697 く補填額算定の在り方

1698 (4) 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

1699 (5) その他必要と考えられる事項

1700 3 答申を希望する時期

1701 令和 4 年 9 月目途

1702 4 答申が得られたときの行政上の措置

1703 今後の情報通信行政の推進に資する。

1704
1705
1706
1707
1708

**電気通信事業政策部会並びに
接続政策委員会及びユニバーサルサービス政策委員会
開催状況**

	開催日・開催方法	議題等
電気通信事業政策部会 (第60回)	令和3年12月8日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について (諮問事項に係る議論)
接続政策委員会 (第59回)	令和3年12月22日 ※オンライン会議	「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料の在り方」について (諮問事項に係る議論)
ユニバーサルサービス政策委員会 (第24回)	令和4年1月7日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」について (諮問事項に係る議論)
接続政策委員会 (第60回)	令和4年1月26日 ※オンライン会議	「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料の在り方」について (事業者ヒアリング)
ユニバーサルサービス政策委員会 (第25回)	令和4年2月15日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」について (事業者ヒアリング)
ユニバーサルサービス政策委員会 (第26回)	令和4年3月17日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」について (事業者ヒアリング)
接続政策委員会 (第61回)	令和4年4月20日 ※オンライン会議	「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料の在り方」について (事業者ヒアリング)
ユニバーサルサービス政策委員会 (第27回)	令和4年4月28日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」について (事業者ヒアリング及び論点整理)
ユニバーサルサービス政策委員会 (第28回)	令和4年5月23日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」について (事業者ヒアリング及び論点整理)
ユニバーサルサービス政策委員会 (第29回)	令和4年6月27日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」について (事業者ヒアリング)

ユニバーサル サービス政策委員会 (第30回)	令和4年7月11日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方」について (論点整理)
接続政策委員会 (第62回)	令和4年7月11日 ※オンライン会議	「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料の在り方」について (論点整理)
接続政策委員会 (第63回)・ ユニバーサル サービス政策委員会 (第31回) 合同会合	令和4年7月19日 ※オンライン会議	「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について (報告書とりまとめ)

1709